



発行内閣府 (原稿作成 国立印刷局)

目次

〔デジタル庁令〕

○デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令(デジタル庁一)

〔省令〕

○歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令(財務五)
○環境省組織規則の一部を改正する省令(環境三)

〔法規的告示〕

○政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件の一部を改正する件(財務五四)
○出納官吏事務規程第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件の一部を改正する件(同五五)

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件(厚生労働七八)
○指定医療機関医療担当規程の一部を改正する件(同七九)
○厚生労働大臣の指定する指定再生医療等製品の一部を改正する件(同八〇)

〔その他告示〕

○地方自治法第二百九十一条の三第一項の規定により広域連合の規約変更を許可した件(総務六九)
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要な文化的景観の形成に重要な家屋を定める件に追加して家屋を定める件(文部科学三八)
○地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要な文化的景観の形成に重要な家屋を定める件の一部を改正する件(同三九、四〇)
○重要文化財を管理すべき法人の指定を解除し、管理すべき法人を指定する件(文化庁三三)
○砂防法第二条の土地を指定する件(国土交通三四〇、三四一)
○都市計画に関する件(東北地方整備局二六二二八)

Table with 3 columns: Title, Page Number, and Page Number. Includes items like 道路に関する件 (同二九), 官庁報告, 官庁事項, 労働, 最低賃金の改正決定に関する公示, 国家試験, 土地家屋調査士試験合格者, 官庁, 諸事項, 河川法に基づく工作物返還に係る公示関係.

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生、所有者不明関係
会社その他

デジタル庁令

○デジタル庁令第一号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）の規定に基づき、並びに同法及びデジタル庁が所管する関係法令を実施するため、デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和八年三月六日

内閣総理大臣 高市 早苗

デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令

デジタル庁の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（令和三年デジタル庁令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第四条 「略」</p> <p>2 行政機関等が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等をする者は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、法人共通認証基盤（法人その他の者の申請等が当該者に係るものであることを認証するための情報システムであつて、デジタル庁が整備及び管理を一元的に行うものをいう）の利用その他の当該申請等が行われるべき行政機関等の指定するところにより当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <p>「一～四 略」</p> <p>「3・4 略」</p>	<p>（電子情報処理組織による申請等）</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>2 行政機関等が指定するところにより電子署名を行うこととされている申請等をする者は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。ただし、当該申請等が行われるべき行政機関等の指定する方により当該申請等を行った者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。</p> <p>「一～四 同上」</p> <p>「3・4 同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この庁令は、公布の日から施行する。

省 令

○財務省令第五号

特別会計に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第四十号）の施行に伴い、歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月六日

財務大臣 片山さつき

歳入歳出外の国庫内移換に関する規則の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（移換手続）</p> <p>第二条 「略」</p> <p>一～七 「略」</p> <p>七の二 法第五十九条第四項の規定により、投資勘定の歳入不足を補足するため、投資財源資金に属する現金を同勘定の歳入外に組み入れるとき、又は同条第五項の規定により、同資金に属する現金を同勘定の歳入に繰り入れるとき</p> <p>八～四十五 「略」</p> <p>第三条 「略」</p> <p>一～七 「略」</p> <p>七の二 前条第七号の二に掲げる場合において、投資財源資金に属する現金を投資勘定の歳入外に組み入れるときには、払出科目として「投資財源資金、受入科目として「何年度、財務省及び国土交通省所管財政投融資特別会計投資勘定、歳入」</p> <p>八～四十一 「略」</p>	<p>（移換手続）</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>一～七 「同上」</p> <p>七の二 法第五十九条第二項の規定により、投資財源資金を使用するため、同資金に属する現金を投資勘定の歳入に組み入れるとき</p> <p>八～四十五 「同上」</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>一～七 「同上」</p> <p>七の二 前条第七号の二に掲げる場合には、払出科目として「投資財源資金、受入科目として「何年度、財務省及び国土交通省所管財政投融資特別会計投資勘定、歳入」</p> <p>八～四十一 「同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○環境省令第三号
 環境省設置法（平成十一年法律第百一号）及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）を実施するため、環境省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。
 令和八年三月六日
 環境省組織規則の一部を改正する省令
 環境大臣 石原 宏高

環境省組織規則（平成十三年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改正後	改正前
3 (略)	<p>第六条（略） 2 洋上風力環境調査室は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の規定による調査に関する事務で環境省の所掌に属するものに関する事務をつかさどる。</p>	<p>第六条（略） 2 洋上風力環境調査室は、海洋再生可能エネルギー発電設備（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第二条第二項に規定する海洋再生可能エネルギー発電設備をいう。）の整備に係る海域の利用のための環境の保全の観点からの海洋環境等の調査に関する事務をつかさどる。</p>

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

法 規 的 告 示

○財務省告示第五十四号
 政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める件（昭和二十四年十二月大蔵省告示第九百九十一号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。
 令和八年三月六日
 「年二・五パーセント」を「年三・〇パーセント」に改める。
 財務大臣 片山さつき

○財務省告示第五十五号
 出納官吏事務規程（昭和二十二年大蔵省令第九十五号）第十四条及び第十六条に規定する外国貨幣換算率を定める等の件（令和八年一月財務省告示第十一号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。
 令和八年三月六日
 四十七中「一、〇〇〇シリア・ポンドにつき本邦通貨二二五円」を「二〇〇シリア・ポンドにつき本邦通貨一二五円」に改める。
 財務大臣 片山さつき

○厚生労働省告示第七十八号
 医薬品 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月六日
 厚生労働大臣 上野賢一郎

	改正後	改正前
九 (略)	<p>次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七（略） 八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあつては、次に掲げるものに限る。 (1) (704) (略) (705) ドラビリン・イストララビル水和物 (706) (1271) (略)</p>	<p>次に掲げる医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品であつて、人の身体に直接使用されることのないものを除く。） 一～七（略） 八 次に掲げるもの、その誘導体、それらの水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤（前各号に掲げるもの及び殺そ剤を除く。）。ただし、二以上の有効成分を含有する製剤にあつては、次に掲げるものに限る。 (1) (704) (略) (705) (1270) (略)</p>

○厚生労働省告示第七十九号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条第一項の規定に基づき、指定医療機関医療担当規程（昭和二十五年厚生省告示第二百二十二号）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から適用する。
 令和八年三月六日
 厚生労働大臣 上野賢一郎
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（服薬状況等の確認） 第六条の二 医師等は、診察を行うに当たり、患者の服薬状況及び薬剤服用歴につき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条の二第一項に規定する電磁的記録、同条第三項の情報若しくは同条第五項の情報又は患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳（次項において「薬剤情報等」という。）を活用する方法により確認しなければならぬ。ただし、緊急やむを得ない場合については、この限りではない。</p>	<p>（新設）</p>

2 指定医療機関である薬局の薬剤師は、調剤を行うに当たり、患者の服薬状況及び薬剤服用歴につき、薬剤情報等を活用する方法により確認しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合については、この限りではない。

○厚生労働省告示第八十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百五号）第六十八条の七第三項の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する指定再生医療等製品（平成二十六年厚生労働省告示第三百十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年三月六日 厚生労働大臣 上野賢一郎
（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の七第三項に規定する指定再生医療等製品は、再生医療等製品のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜九（略）</p> <p>十 ヒト（同種）iPS細胞由来心筋細胞シート</p> <p>十一 ラグネプロセル</p>	<p>医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第六十八条の七第三項に規定する指定再生医療等製品は、再生医療等製品のうち、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜九（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

その他の告示

○総務省告示第六十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、木曾広域連合の規約の変更を許可したので、同条第六項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月六日 総務大臣 林 芳正

- 一 許可年月日
令和八年二月十九日
- 二 施行年月日
令和八年四月一日
- 三 主な変更内容
第二条に記載される広域連合を組織する地方公共団体を変更する。

○文部科学省告示第三十八号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十二条の三の三の規定に基づき、同条に規定する文部科学大臣が定める家屋であつて、令和八年一月一日現在のものとして、平成二十六年文部科学省告示第五十号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要な文化的景観の形成に重要な家屋を定める件）別表二に定めるものに追加して次に掲げる家屋を定めたので、告示する。

令和八年三月六日 文部科学大臣 松本 洋平

別表 最上川の流通・往来及び左沢町場の景観

種別	員数	所在地
主屋	一棟	山形県西村山郡大江町大字左沢字原町二二八
店蔵	一棟	同 大字左沢字原町二二八

○文部科学省告示第三十九号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十二条の三の三の規定に基づき、平成十九年文部科学省告示第三十六号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要な文化的景観の形成に重要な家屋を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行し、改正後の規定は令和八年一月一日から適用する。

令和八年三月六日 文部科学大臣 松本 洋平

別表一中「物置 二棟」を「物置 一棟」に改める。

○文部科学省告示第四十号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十二条の三の三の規定に基づき、平成二十三年文部科学省告示第三十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法に規定する重要な文化的景観の形成に重要な家屋を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行し、改正後の規定は令和八年一月一日から適用する。

令和八年三月六日 文部科学大臣 松本 洋平

別表六中「土蔵 一棟」を「土蔵 一棟」を削る。

○文化庁告示第三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）第三十二条の三第一項の規定により、重要文化財旧台徳院霊廟勅額門、丁子門及び御成門（昭和五年文部省告示第百六十一号、昭和二十四年文部省告示第百八十一号及び昭和三十八年文化財保護委員会告示第五号）を管理すべき法人としての財団法人高輪美術館の指定を解除し、同法第三十二条の二第一項の規定により、同重要文化財を管理すべき法人として株式会社西武不動産を指定したので、同法第三十二条の三第二項において準用する同法第三十二条の二第三項の規定及び同法第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

令和八年三月六日 文化庁長官 都倉 俊一

○国土交通省告示第三百四十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月六日 国土交通大臣 金子 恭之

- 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
片山沢

二 砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
栃木県鹿沼市引田
字岩花 一七五三番一 一号
地先無番地 一七五四番一 二号
地先無番地 二八三八番 三号、四号及び十三号から十六号まで

一七五四番一 十七号
一七五四番二 十八号及び十九号
一七五三番一 二十号
二八三七番 五号及び十号から十二号まで
字松ヶ久保 二八三三番一 九号
字大沢口 二八二八番 六号から八号まで

○国土交通省告示第三百四十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年三月六日 国土交通大臣 金子 恭之

一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
井田木沢
二 砂防法第二条の土地の表示
福島県いわき市好間町北好間の区域内の土地のうち、次の一点から八十六点までを順次結んだ線及び一点と八十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	37°04′13.0494″	140°50′21.8440″
2	37°04′13.0519″	140°50′21.6867″
3	37°04′13.0534″	140°50′21.5871″
4	37°04′13.0530″	140°50′21.4772″
5	37°04′13.0464″	140°50′20.7926″
6	37°04′13.0380″	140°50′19.9831″
7	37°04′13.0231″	140°50′19.1736″
8	37°04′13.0073″	140°50′18.5237″
9	37°04′13.0122″	140°50′18.3564″
10	37°04′13.0105″	140°50′17.9023″
11	37°04′13.0251″	140°50′17.5080″
12	37°04′12.9716″	140°50′17.4739″
13	37°04′12.9845″	140°50′17.4151″
14	37°04′13.0069″	140°50′17.4213″
15	37°04′13.0129″	140°50′17.3137″
16	37°04′12.9818″	140°50′17.1965″
17	37°04′13.0022″	140°50′16.9330″
18	37°04′12.9538″	140°50′16.9266″
19	37°04′12.9589″	140°50′16.8661″
20	37°04′13.0041″	140°50′16.8722″
21	37°04′13.0604″	140°50′16.6721″
22	37°04′13.2648″	140°50′15.8851″
23	37°04′13.3459″	140°50′15.5865″
24	37°04′13.3854″	140°50′15.0869″
25	37°04′13.4640″	140°50′14.2832″

26	37°04′13.4983″	140°50′13.9213″
27	37°04′13.5212″	140°50′13.6923″
28	37°04′13.5491″	140°50′13.6709″
29	37°04′13.5644″	140°50′13.5082″
30	37°04′13.5562″	140°50′13.1967″
31	37°04′13.5441″	140°50′13.1266″
32	37°04′13.6378″	140°50′13.1054″
33	37°04′13.6073″	140°50′12.8838″
34	37°04′13.5538″	140°50′12.6961″
35	37°04′13.1753″	140°50′11.3860″
36	37°04′13.1075″	140°50′11.1025″
37	37°04′13.0616″	140°50′10.7678″
38	37°04′13.0500″	140°50′10.5172″
39	37°04′13.0666″	140°50′10.1604″
40	37°04′13.1249″	140°50′09.7946″
41	37°04′13.1879″	140°50′09.5531″
42	37°04′13.2800″	140°50′09.2938″
43	37°04′13.5977″	140°50′08.5147″
44	37°04′13.8163″	140°50′07.8770″
45	37°04′13.8728″	140°50′07.7277″
46	37°04′13.9673″	140°50′07.3713″
47	37°04′13.9737″	140°50′07.1640″
48	37°04′13.9678″	140°50′06.9610″
49	37°04′13.9227″	140°50′06.6991″
50	37°04′13.8700″	140°50′06.5328″
51	37°04′13.8066″	140°50′06.3671″
52	37°04′13.8256″	140°50′06.3984″
53	37°04′13.8411″	140°50′06.4252″
54	37°04′13.8659″	140°50′06.4680″

55	37°04′14.0745″	140°50′06.8153″
56	37°04′14.4227″	140°50′07.4254″
57	37°04′14.5052″	140°50′07.5395″
58	37°04′14.1764″	140°50′08.0239″
59	37°04′13.5807″	140°50′09.4846″
60	37°04′13.5109″	140°50′09.6561″
61	37°04′13.4572″	140°50′09.8687″
62	37°04′13.4104″	140°50′10.0871″
63	37°04′13.3872″	140°50′10.3030″
64	37°04′13.3873″	140°50′10.4929″
65	37°04′13.3865″	140°50′10.6187″
66	37°04′13.3988″	140°50′10.7435″
67	37°04′13.4102″	140°50′10.8931″
68	37°04′13.4458″	140°50′11.0863″
69	37°04′13.5083″	140°50′11.2973″
70	37°04′13.8711″	140°50′12.5534″

71	37°04′13.9404″	140°50′12.8446″
72	37°04′13.9814″	140°50′13.1331″
73	37°04′13.9964″	140°50′13.4213″
74	37°04′13.9845″	140°50′13.7291″
75	37°04′13.8179″	140°50′15.6739″
76	37°04′13.7004″	140°50′17.0262″
77	37°04′13.6730″	140°50′17.3012″
78	37°04′13.6547″	140°50′17.6278″
79	37°04′13.6509″	140°50′17.9233″
80	37°04′13.6489″	140°50′18.0125″
81	37°04′13.6398″	140°50′18.2585″
82	37°04′13.6478″	140°50′18.5093″
83	37°04′13.6576″	140°50′19.1880″
84	37°04′13.5382″	140°50′19.9241″
85	37°04′13.3255″	140°50′20.7515″
86	37°04′13.1595″	140°50′21.4692″

○東北地方整備局告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月六日 東北地方整備局長 西村 拓

- 一 施行者の名称 山形県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東根都市計画道路事業三・二・一号羽入大森線
- 三 事業施行期間 自令和八年三月六日至令和十六年三月三十一日
- 四 事業地
収用の部分 東根市大字羽入字柏原森林、字藤内、字北原、東根市羽入東及び東根市柏原三丁目地内
使用の部分 なし

○東北地方整備局告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月六日 東北地方整備局長 西村 拓

- 一 施行者の名称 山形県
- 二 都市計画事業の種類及び名称 平成二十六年東北地方整備局告示第七十八号山形広域都市計画道路事業三・二・五号旅籠町八日町線
- 三 事業施行期間 自平成二十六年四月二日至令和十三年三月三十一日
- 四 事業地
収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

○東北地方整備局告示第二十八号
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
 令和八年三月六日
 東北地方整備局長 西村 拓

一 施行者の名称 青森県
 二 都市計画事業の種類及び名称 令和三年東北地方整備局告示第八十九号むつ都市計画道路事業一・五・一号むつ横浜線（横浜北バイパス工区）
 三 事業施行期間 自令和三年三月二十九日至今和十五年三月三十一日
 四 事業地

取用の部分 令和三年東北地方整備局告示第八十九号の事業地のうち、上北郡横浜町字林尻、字夷ヶ沢平、字大豆田、字家ノ前川目及び字鶏ヶ唄地内において事業地を変更する。
 使用の部分 令和三年東北地方整備局告示第八十九号の事業地のうち、字大豆田を削り、上北郡横浜町字林尻、字夷ヶ沢平、字家ノ前川目及び字鶏ヶ唄地内において事業地を変更する。

○東北地方整備局告示第二十九号
 次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日
 東北地方整備局長 西村 拓

(一) 道路の種類 一般国道
 (二) 道路の幅員 四十七号
 (三) 道路の区域

区 間	変更前	敷地の幅員	延長	備考
山形県最上郡戸沢村大字古口字真柄二二四番から同村大字古口字板敷四〇四七番まで	前 A 九・九〇、後 B A 一・三・二二	メートル 一・一九四三	キロメートル 四・八九〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう

(四) 図面縦覧場所 東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所
 ○近畿地方整備局告示第十二号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、令和八年三月六日から二週間近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日
 近畿地方整備局長 齋藤 博之

(一) 道路の種類 一般国道
 (二) 路線名 二十四号
 (三) 指定する道路の部分

区 間	幅員	延長
橿原市新堂町三九番一から同市東坊城町一三五番一まで	メートル 〇・〇〇、メートル 一・四一、メートル 一・五三、メートル 〇・三〇	キロメートル 〇・三〇〇

(四) 指定する期日 令和八年三月六日

○近畿地方整備局告示第十三号
 次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。
 令和八年三月六日
 近畿地方整備局長 齋藤 博之

二十四号 供用開始の期日 令和八年三月八日六時
 供用開始の期日 令和八年三月八日六時
 ○近畿地方整備局告示第十四号
 次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日
 近畿地方整備局長 齋藤 博之

(一) 道路の種類 一般国道
 (二) 路線名 四十二号
 (三) 道路の区域

区 間	変更前	敷地の幅員	延長	備考
和歌山県東牟婁郡串本町串本二二六八番二から同県西牟婁郡さみ町江住字上ミ平見七七番一まで	前 BA 一・七〇〇、後 BA 一・七〇〇	メートル 一・六一・一八	キロメートル 九・二五〇	上記A及びBは、関係する敷地の区分をいう

(四) 図面縦覧場所 近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所
 ○四国地方整備局告示第六号
 次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、令和八年三月六日から三十日間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日
 四国地方整備局長 豊口 佳之

(一) 道路の種類 一般国道
 (二) 路線名 四国横断自動車道阿南四万十線

区 間	変更前	敷地の幅員	延長
阿南市下大野町渡り上り五五二番一地先から小松島市立江町字中ノ坪二六一番一地先まで	前 二・二二八、後 二・二二八	メートル 一・五八・五七	キロメートル 三・二二〇

(三) 図面縦覧場所 四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所
 ○四国地方整備局告示第七号
 次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。
 その関係図面は、令和八年三月六日から三十日間一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日
 四国地方整備局長 豊口 佳之

路線名 供用開始の区間
 四国横断自動車道阿南四万十線 阿南市下大野町渡り上り五五二番一地先から小松島市立江町字中ノ坪二七八番一地先まで
 四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所
 供用開始の期日 令和八年三月八日十六時

○九州地方整備局告示第十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月六日 九州地方整備局長 垣下 禎裕

路線名 供用開始の区間 図面縦覧場所
三 号 久留米市諏訪野町一三番一から同市諏訪野町字上土橋二 九州地方整備局及び同局福岡国道事務所
四二九番二まで 岡国道事務所

供用開始の期日 令和八年三月六日

○九州地方整備局告示第二十号
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月六日 九州地方整備局長 垣下 禎裕

(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 二百二号

区間 変更前後の敷地の幅員延長
後別 敷地の幅員延長

唐津市北波多徳須恵字瀬戸口三九〇番一から同市北波多徳須恵字前田一〇四七番一三まで
後 一・二・五六〇二五・一〇二一五・三三三〇二四・四〇〇〇〇八三

○九州地方整備局告示第二十一号
次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月六日 九州地方整備局長 垣下 禎裕

路線名 供用開始の区間 図面縦覧場所
二百二号 唐津市北波多徳須恵字瀬戸口三八七番三から同市北波多 九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所
徳須恵字前田一〇四七番一三まで 賀国道事務所

供用開始の期日 令和八年三月六日

○九州地方整備局告示第二十二号
次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月六日 九州地方整備局長 垣下 禎裕

(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線名 二百二十号

区間 変更前後の敷地の幅員延長
後別 敷地の幅員延長

志布志市志布志町安楽字水溜一八八番地内
後 二四・五四〇二八・四八〇〇〇〇五

(四) 図面縦覧場所 九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年三月六日から二週間一般の縦覧に供する。
令和八年三月六日 九州地方整備局長 垣下 禎裕

路線名 供用開始の区間 図面縦覧場所
二百二十号 志布志市志布志町安楽字水溜一八八番地内 九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日 令和八年三月六日

○国会事項
衆議院
議事日程
三月五日の議事日程は次のとおり。
議事日程 第五号
令和八年三月五日（木曜日）
午後一時開議
一 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）、所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）及び関税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明
二 国務大臣の演説（令和八年度地方財政計画について）並びに地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

衆議院

議事日程
三月五日の議事日程は次のとおり。
議事日程 第五号
令和八年三月五日（木曜日）
午後一時開議

一 財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出）、東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出）、所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）及び関税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

二 国務大臣の演説（令和八年度地方財政計画について）並びに地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明

質問主意書提出
三月四日議員から次の質問主意書が提出された。
「方又は威圧による一方的な現状変更」の定義及び該定義の基準に関する質問主意書（石垣のりこ提出（第五号））

人事異動
法務省
（名古屋地方検察庁豊橋支部検事 検査 大竹 綾佳
退職を承認する（二月二十八日）

最高裁判所
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事
小川理津子
岐阜地方裁判所判事に補する
岐阜地方裁判所長を命ずる
兼ねて岐阜家庭裁判所判事に補する
岐阜家庭裁判所長を命ずる
岐阜簡易裁判所判事に補する
大阪地方裁判所判事・大阪簡易裁判所判事
村上 貴昭
広島高等裁判所判事に補する
広島簡易裁判所判事に補する
広島高等裁判所判事・岡山簡易裁判所判事
菱田 泰信
広島地方裁判所判事兼広島家庭裁判所判事・福山簡易裁判所判事
絹川 泰毅

法務省
（名古屋地方検察庁豊橋支部検事 検査 大竹 綾佳
退職を承認する（二月二十八日）

最高裁判所
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事
小川理津子
岐阜地方裁判所判事に補する
岐阜地方裁判所長を命ずる
兼ねて岐阜家庭裁判所判事に補する
岐阜家庭裁判所長を命ずる
岐阜簡易裁判所判事に補する
大阪地方裁判所判事・大阪簡易裁判所判事
村上 貴昭
広島高等裁判所判事に補する
広島簡易裁判所判事に補する
広島高等裁判所判事・岡山簡易裁判所判事
菱田 泰信
広島地方裁判所判事兼広島家庭裁判所判事・福山簡易裁判所判事
絹川 泰毅

法務省
（名古屋地方検察庁豊橋支部検事 検査 大竹 綾佳
退職を承認する（二月二十八日）

最高裁判所
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事
小川理津子
岐阜地方裁判所判事に補する
岐阜地方裁判所長を命ずる
兼ねて岐阜家庭裁判所判事に補する
岐阜家庭裁判所長を命ずる
岐阜簡易裁判所判事に補する
大阪地方裁判所判事・大阪簡易裁判所判事
村上 貴昭
広島高等裁判所判事に補する
広島簡易裁判所判事に補する
広島高等裁判所判事・岡山簡易裁判所判事
菱田 泰信
広島地方裁判所判事兼広島家庭裁判所判事・福山簡易裁判所判事
絹川 泰毅

法務省
（名古屋地方検察庁豊橋支部検事 検査 大竹 綾佳
退職を承認する（二月二十八日）

最高裁判所
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事
小川理津子
岐阜地方裁判所判事に補する
岐阜地方裁判所長を命ずる
兼ねて岐阜家庭裁判所判事に補する
岐阜家庭裁判所長を命ずる
岐阜簡易裁判所判事に補する
大阪地方裁判所判事・大阪簡易裁判所判事
村上 貴昭
広島高等裁判所判事に補する
広島簡易裁判所判事に補する
広島高等裁判所判事・岡山簡易裁判所判事
菱田 泰信
広島地方裁判所判事兼広島家庭裁判所判事・福山簡易裁判所判事
絹川 泰毅

法務省
（名古屋地方検察庁豊橋支部検事 検査 大竹 綾佳
退職を承認する（二月二十八日）

最高裁判所
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事
小川理津子
岐阜地方裁判所判事に補する
岐阜地方裁判所長を命ずる
兼ねて岐阜家庭裁判所判事に補する
岐阜家庭裁判所長を命ずる
岐阜簡易裁判所判事に補する
大阪地方裁判所判事・大阪簡易裁判所判事
村上 貴昭
広島高等裁判所判事に補する
広島簡易裁判所判事に補する
広島高等裁判所判事・岡山簡易裁判所判事
菱田 泰信
広島地方裁判所判事兼広島家庭裁判所判事・福山簡易裁判所判事
絹川 泰毅

法務省
（名古屋地方検察庁豊橋支部検事 検査 大竹 綾佳
退職を承認する（二月二十八日）

広島地方裁判所判事兼広島家庭裁判所判事・広島簡易裁判所判事
吉岡 茂之

広島地方裁判所福山支部勤務を命ずる
広島地方裁判所福山支部長を命ずる
広島家庭裁判所福山支部勤務を命ずる
広島家庭裁判所福山支部長を命ずる
福山簡易裁判所に補する
福山簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する

広島高等裁判所判事・広島簡易裁判所判事
大浜 寿美

広島地方裁判所に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねて広島家庭裁判所に補する (以上二月二十八日)

さいたま地方裁判所判事補兼
さいたま家庭裁判所判事補
川越簡易裁判所判事
東京地方裁判所判事補に補する
最高裁判所事務総局総務局付を命ずる
東京簡易裁判所に補する
山形家庭裁判所判事補兼山形地方裁判所判事補・鶴岡簡易裁判所判事
海野 泰信

神戸地方裁判所判事補兼神戸家庭裁判所判事補・尼崎簡易裁判所判事
中西 大祐

東京地方裁判所に補する
最高裁判所事務総局民事局付を命ずる
東京簡易裁判所に補する (各通)
大分地方裁判所判事補兼大分家庭裁判所判事補・大分簡易裁判所判事
北島 聖也

東京地方裁判所に補する
最高裁判所事務総局刑事局付を命ずる
東京簡易裁判所に補する
鳥取地方裁判所判事補兼鳥取家庭裁判所判事補・米子簡易裁判所判事
遠藤 裕樹

東京地方裁判所に補する
最高裁判所事務総局行政局付を命ずる
東京簡易裁判所に補する
山口家庭裁判所判事補兼山口地方裁判所判事補・下関簡易裁判所判事
栗林 隼

東京家庭裁判所に補する
最高裁判所事務総局家庭局付を命ずる
東京簡易裁判所に補する (以上三月一日)
判事兼簡易裁判所判事
東京地方裁判所に補する (三月二日)
伊藤 圭子

官庁報告

官庁事項

九州地方整備局公示
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年三月六日から二週間 一般の縦覧に供する。

令和八年三月六日
九州地方整備局長 垣下 禎裕

(一) 道路の種類 一般国道
(二) 路線 名 三号
(三) 占用を制限する区域 備 考

久留米市諏訪野町一三番一から同市諏訪野町字上土橋二四二九番二まで
制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

労働

最低工賃の改正決定に関する公示

福岡労働局最低工賃公示第1号
家内労働法(昭和45年法律第60号)第10条の規定に基づき、福岡県眼鏡製造業最低工賃(令和5年福岡労働局最低工賃公示第1号)の全部を次のように改正する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。
令和8年3月6日
福岡労働局長 石川 良国

- 福岡県眼鏡製造業最低工賃
- 適用する家内労働者 福岡県の区域内で眼鏡製造業に係る業務に従事する家内労働者
 - 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
 - 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の工程欄、規格欄、部位欄及び材質欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

工程	規格	部位		材質	金額
		丁番	丁番を除く		
ねじ込み(仮ねじによるものを除く)	座金の組み込み作業を含まないもの	座金の組み込み作業を含まないもの	座金の組み込み作業を含まないもの	金枠	1か所につき 6円50銭
		座金の組み込み作業を含まないもの	座金の組み込み作業を含まないもの	チタン	1か所につき 5円50銭
		座金の組み込み作業を含まないもの	座金の組み込み作業を含まないもの	金枠(チタンを除く)	1か所につき 3円50銭
		座金の組み込み作業を含まないもの	座金の組み込み作業を含まないもの	チタン	1か所につき 3円50銭

- 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 占用の制限の開始の期日 令和八年三月七日
- 図面縦覧場所 九州地方整備局及び同局福岡国道事務所
- 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和八年三月六日から二週間 一般の縦覧に供する。
九州地方整備局長 垣下 禎裕
令和八年三月六日
- 道路の種類 一般国道
路線 名 二百二号
- 占用を制限する区域 備 考
- 唐津市北波多徳須恵字瀬戸口三八七番三から同市北波多須恵字前田一〇四七番一三まで
- 制限の対象とする占用物件 新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。)
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- 占用を制限する理由 緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
- 占用の制限の開始の期日 令和八年三月七日
- 図面縦覧場所 九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

ろう付け	銀ろう貼り	テンブル	チタン	1か所につき 2円00銭
	銀ろう貼り以外のもの		金枠(チタンを除く)	1か所につき 20円00銭
			チタン	1か所につき 25円00銭
粗磨き(自動機械によるものを除く)		テンブル	チタン	1本につき 14円00銭

4 効力発生の日 令和8年4月5日

最低工賃の廃止決定に関する公示

兵庫労働局最低工賃公示第1号

家内労働法(昭和45年法律第60号)第10条の規定に基づき、兵庫県但馬地区絹・人絹・毛織物業最低工賃(平成14年兵庫労働局最低工賃公示第1号)を令和8年3月5日限り廃止する決定をしたので、同法第12条第1項の規定により公示する。

令和8年3月6日

兵庫労働局長 金成 真一

関係機関

土地家屋調査士試験合格者

土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第6条第1項の規定による令和7年度土地家屋調査士試験(令和7年10月19日筆記試験施行、令和8年1月22日口述試験施行)に合格した者の氏名を次のとおり公告する。

令和8年3月6日 法務大臣 平口 洋

受験地 東京

16	井上 秀司	129	大谷 昇
5002	西澤 浩木	5005	梅本 英樹
5007	伊藤 麗樹	5009	山口 亮
5012	坂本 有規	5016	日巻 忠高
5027	小田 悠貴	5033	堀井 健一
5042	横尾 空	5048	山口 朋秀
5051	山岸慎太郎	5059	杉本 貴浩
5062	石橋 明宏	5065	坂田 有
5067	早川 美帆	5069	山崎 大悟
5077	岡 大輔	5085	平間 希
5091	中原 亮	5092	鈴木 大和
5097	加藤 夏夫	5100	湯澤 光
5102	館 陽子	5110	川鶴 倫裕
5113	齊藤 未来	5120	坂木 雅代
5129	阿波田康裕	5150	若林 大助
5151	今津 剛	5155	鈴木 聖梧
5165	廣井 洋平	5170	廣瀬 敏樹
5172	林 光洋	5183	盛光 武正
5196	奥山 和尋	5201	松田 和久

5202	朝倉 康生	5211	廣田謙志郎
5221	久保木淳一	5234	森 詠人
5235	尾関 一旗	5236	佐嶋 佑治
5238	森 雅之	5245	福田 一隆
5246	空閑英一郎	5247	宮脇 靖享
5249	渡邊 憲一	5250	増田 宗輔
5263	河本 康弘	5275	奥村 誠
5283	坂下 慈音	5294	河西 敏則
5326	前野 美岬	5329	井野口政弘
5333	佐藤 慎也	5334	加藤 直行
5342	大久保博史	5355	杉岩 翔
5360	佐々木千紘	5370	原田 真吾
5386	横須賀 学	5388	伊藤 大喜
5390	田口 勝彦	5401	上岡 幸広
5418	星野 雅光	5420	櫻井 大輝
5422	建部 亜紀	5424	生方 弘貴
5459	関 貴文	5471	七尾 達也
5482	山下 悠	5492	松尾 海斗
5499	上河内綾子	5507	遠藤 陽太
5528	吉井 文平	5533	福島 大貴
5555	渡邊 康子	5562	山口 勝弘
5576	石井 匠	5579	平子 剛
5586	岡村 順一	5587	林 康一
5592	加藤 敦司	5599	江口 友章
5613	西尾 晋吾	5631	新川 寛樹
5632	小野 剛	5637	高橋 正芳
5639	政所 孝明	5649	樋口 亨
5656	柳原 豊治	5659	松本 大介
5664	和田 英之	5678	藏田龍太郎

5706	大槻 雄太	5714	藤野 隆次	6930	加藤 琢哉	7013	川俣 滉一
5721	山崎 隆雄	5722	山本 大雅	7018	柏崎 椋	7057	田村 凌哉
5731	横手 俊一	5732	荻原 巧	7067	村尾 智勇	7093	須之内 厚
5743	加賀田聖也	5760	瀧澤 佑馬	7101	平山 統登		
5765	正木明日香	5786	正木 智	受験地 大阪			
5793	伊藤 謙	5824	府川 知嗣	24	井上 敦士	5002	植村 大輝
5830	下村 裕樹	5833	河村 隆一	5013	吉永 隼人	5014	助野 旬
5854	本田俊太郎	5875	小長根祐介	5015	伊波 裕樹	5026	柳本 直人
5878	久保 喜春	5885	川島 豊	5051	加賀 友梨	5054	川上 英樹
5888	喜田 文恵	5903	綿引 淳史	5061	森野世理奈	5066	吉田 尚史
5905	植松 進往	5919	前田 唯	5075	原 亘	5083	佐藤 伸哉
5922	北條 佑太	5929	高橋 慶多	5086	沼野 徹	5087	荻田 有沙
5941	倉岡 彩子	5966	飯田 吉彦	5093	田正司 光	5094	田中 蒼惟
5969	本間敬之佑	5973	田中 佳	5102	中野 彰太	5110	桂 吉彦
5975	木野 力	5977	梶谷 祥子	5111	辻 周平	5114	梅谷 正太
5984	福田 幸亮	5985	渡邊 通隆	5127	森田 香那	5128	森田 元
5986	麻野 佑介	5989	伊藤春太郎	5141	楠山 政彦	5142	山根 真樹
5996	久野しゅう子	6002	谷口 智也	5146	田栗 佑哉	5150	前田 祥
6014	岩田 祐輔	6038	藤井 裕孝	5173	三好 一馬	5180	北川 博幸
6057	牟田口 寛	6061	田中 友樹	5207	下山 北斗	5214	松下 良
6065	相見 政宗	6094	須藤 浩	5217	金 祐毅	5225	上西 未里
6101	長堀 修弘	6103	横山 幸歩	5227	渡邊飛雄馬	5235	北川 篤
6119	八木 春樹	6159	野村 毅	5242	谷口 祐貴	5252	芳本 正靖
6170	井上 将栄	6174	西 俊昭	5258	堀口 滉太	5272	佐藤 若菜
6191	島田 成章	6203	角田 一訓	5275	中島 陽平	5291	田中 慈恩
6232	高橋 海斗	6236	青木 由美	5293	古川 雅之	5305	武田 夏美
6237	大塚 雅也	6248	本多真由美	5306	中川 真介	5318	酒井 千裕
6256	小池 史彦	6275	高山 正義	5322	今村 聡史	5340	切島 一成
6283	大滝 武	6328	新井 隆弘	5341	徳谷 侑亮	5351	森川 敦史
6340	寺澤 達也	6385	鈴木 秀男	5394	伊藤 弘行	5414	金澤 直毅
6387	岩本 真悟	6403	島原 拓也	5439	岡橋雄一郎	5447	樽谷 浩助
6411	森 元保	6432	内山 奏	5452	佐野 雄一	5456	川下 修司
6444	藤本 大志	6452	西 祥一	5458	古藤 惇	5486	立野 晃史
6457	中島 賢一	6463	高砂 祥一	5516	池田 真照	5596	佐々本政樹
6467	山下 りん	6480	千野 政彦	5659	谷口 翔子	5669	小田 隆太
6493	吉岡 知洋	6495	金子 佳佑	5721	光本 圭佑	5726	松尾 厚志
6500	牛山 紘輔	6503	栗原 尚子	5739	上西 崇義		
6521	海津 崇央	6524	古舘 風矢	受験地 名古屋			
6527	須澤 侑	6538	伊林 則和	5014	能任 勇介	5015	浅井 昭博
6540	中山 明希	6548	林 寛之	5019	藤原 弘継	5020	伊東 未来
6610	依田 祐也	6665	戸室さと子	5040	野田 啓紀	5043	村上 綾菜
6692	小暮 寛文	6775	石丸 竜舞	5047	久米 宙輝	5054	松岡 賢
6811	松本 真実	6837	赤田 裕樹	5061	稲垣 泰輔	5062	糸魚川 虹
6865	宮崎 剛生	6883	鶴見 啓幸	5067	舟根 和博	5072	加藤 成人
6889	長谷川 聡	6890	島津 彩絵	5076	高柳 翔太	5078	梅村 友喜
6892	内田 元輝	6897	村井 良子	5083	山本 知美	5087	井上 裕詞
6899	立川 新	6905	木村紘一郎	5090	中島 健斗	5093	後藤 大樹

5098	枝村 公一	5099	脇島 祐貴
5108	福士 博之	5122	堀田ひろ美
5125	川合 竜治	5149	宇佐見正行
5161	伊藤 陽祐	5166	安藤 崇真
5168	千崎健太郎	5170	小林 航太
5184	深津 高弘	5185	上村 隼
5191	平野 晴丈	5197	深谷 和之
5215	西村めぐみ	5218	森 裕晃
5221	天野 侑也	5222	佐々木和広
5228	大島 寛之	5233	藤田 翔一
5242	宇野 啓り	5245	成田 潤
5253	穴井 啓太	5254	仲谷 聡子
5255	松本 昂洋	5256	後藤 剛明
5262	佐々木啓太	5308	伊藤 直人
5330	山田 裕美	5332	小島 元気
5336	西村 豊大	5338	服部 航大
5348	横井 岳志	5349	高木 一光
5351	小泉 寛斗	5360	橋本 尚映
5361	西前 知章	5364	橋本 寛己
5378	中川 敦史	5386	田原優太郎
5394	木村 央論	5403	伊藤 誠二
5407	河端 祥平	5408	柿内 涼太
5428	田口 駿真	5438	児玉 和也
5461	松田 顕吾	5469	松本 将吾
5480	加藤 沙知	5501	比嘉 貴史
5530	太田 勇一	5543	牧嶋 利矩
5565	北川 達也	5628	有生 高
受験地	広島		
5006	下西 徹	5009	青山 大樹
5019	戸田 純	5027	山田光一郎
5028	須藤 伸也	5029	岩崎 元嗣
5038	西岡 優汰	5041	湯惠 亮太
5044	棕田 裕也	5045	山根 大和
5046	信藤 雄太	5049	井川 真吾
5057	津森 敏史	5058	片山さゆり
5059	澄田 雅史	5061	山谷 昂大
5063	首藤 真央	5066	児島 雄介
5070	松本 賢治	5077	甲斐 祥麻
5084	梅本 久	5099	佐々本彩乃
5102	三崎 大誠	5107	須崎 俊介
5140	馬越 真生	5180	一安 詳子
5192	神崎 孝夫	5202	小林 寛之
5218	廣澤 博文		
受験地	福岡		
5007	米倉 大介	5008	堀田 晃弘
5017	本村 壘	5026	水田 健太
5028	岩永 慎次	5044	美原 晏奈
5045	山本 慎治	5051	山川 誠

5053	池田 洋平	5062	高橋 栄多
5083	田原 隆平	5090	高橋 将太
5093	平山 偉之	5112	宮田 篤
5116	山本 尊士	5127	内野 瑞基
5148	都合佐桃誌	5151	中村 将大
5156	高橋 佑典	5160	石津 彰久
5185	田中 正輝	5188	柚木 正大
5191	當銘 由也	5193	高岡 宏
5196	藤堂乃夫宏	5217	山崎 拓哉
5230	森田 浩平	5237	松永 飛鳥
5250	永野 潤	5345	久保 大輔
5347	塩田 健	5353	小松 昌平
5375	洗 祥吾	5378	有森 義起
5382	沖田 弘輝	5389	武 孝行
5409	有馬 竜嗣	5418	佐藤 圭佑
5464	岡口 武史	5477	田中 智和
5495	秋寄 足穂	5497	武本 璃来
5504	岡岡 秀聡	5507	高本 洋一
5547	山村 舜	5552	藤内 和輝
5556	久津輪静菜	5573	尾下 良二
5632	池田 昌崇	5660	鎌田 直樹
5663	矢田 陽介		
受験地	那覇		
5003	百瀬 康太	5006	上原健士朗
5009	與那嶺 奨	5022	島袋 貴明
5024	知花 剛士	5030	知名 真
5032	久高 哲二	5060	金武 桜
5065	高橋 浩二	5066	玉榮 優一
5075	平良龍之介	5076	下地 隆貴
受験地	仙台		
5002	庄司 拓彌	5005	片桐 龍介
5025	田口 経祐	5029	竹沢 正道
5047	大平 優	5055	荒 竜也
5063	山口 牧子	5078	根守 聡
5105	廣田 平安	5110	大津 興一
5122	針生 亘	5130	藁谷 崇
5139	菅間 達彦	5149	尾形 優太
5170	永沼誠一郎	5221	矢作 竜平
5223	菅野 通	5228	熊谷 誠
5250	辻村 裕亮	5252	瓜田 真登
5259	室賀 孝史	5304	照井 達朗
5332	木村 雄大	5381	淀川 拓巳
5390	佐藤 正臣	5394	林 和哉
5413	渡辺 高弘		
受験地	札幌		
2	大竹 敏文	5006	窪田 篤弘
5014	菅原 桂子	5021	古田みゆき
5022	中村 隆寛	5030	佐藤 英王
5036	西松 大介	5039	多田 素

5050	伊藤 誠吾	5057	三浦 大昇
5065	小林 佑史	5074	塩野 香織
5112	桑原遼斗志	5118	小林 大悟
5119	渡邊 圭祐	5133	山本 真大
5145	小鍛冶貴彦	5157	高森 洋一
5161	國谷 大輔	5165	青沼 宏
5181	西村 勉	5183	滝本 直希
受験地	高松		
1	浅井 研杜	5006	小畑 勝義
5029	明星 大介	5037	寺尾 征隆
5042	林 正典	5070	水口 健志
5086	谷口 博章	5089	山本 千秋
5090	高尾 亮次	5092	中尾 悠吾
5111	藤原 雅和	5134	茶畑 乙郁
5140	和田 朋樹	5230	上原彩吹実
5236	鈴木 伸明	5242	横山 千恵



河川法に基づく工作物返還に係る公示

木曾川水系多度川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項及び第4項の規定に基づき措置した船舶について、当該船舶の所有者、占有者その他船舶について権原を有する者に対し、当該船舶を返還するため、河川法施行令第39条の3第1項第2号の規定に基づき公示する。

令和 8 年 3 月 6 日

中部地方整備局長 森本 輝

- 保管した船舶の名称又は種類及び数量 小型船舶（FRP製）1隻
- 保管した船舶の放置されていた場所及び当該船舶を除却した日時
 - 保管した船舶の放置されていた場所 三重県桑名市多度町上之郷地先の一級河川木曾川水系多度川河川敷（左岸0.2km+14m付近）
 - 当該船舶を除却した日時 令和 8 年 1 月 26 日 10 時 34 分
- 当該船舶の保管を始めた日時及び保管の場所
 - 当該船舶の保管を始めた日時 令和 8 年 1 月 26 日 11 時 25 分
 - 保管の場所 三重県桑名市今島地先（木曾川水系揖斐川右岸9.8km+130m付近）

- その他 返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足る書類を提示し、国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所占用調整課に申し出ること。
- 問い合わせ先 三重県桑名市大字福島465 国土交通省中部地方整備局木曾川下流河川事務所 占用調整課 電話0594-24-5718

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

令和 7 年（家）第 7 9 7 8 号

愛知県海部郡蟹江町宝 1 丁目175番地
 申立人 横江組株式会社
 本籍名古屋市中川区荒江町812番地、最後の住所愛知県海部郡蟹江町宝 1 丁目47番地、死亡の場所愛知県海部郡蟹江町、死亡年月日令和 7 年 5 月 3 日、出生の場所愛知県名古屋市中区、出生年月日昭和 7 年 1 月 1 日、職業無職
 被相続人 亡 山田とめ子
 事務所名古屋市中区栄 2 丁目11番 7 号 伏見大島ビル504号室 諸岩法律事務所
 相続財産清算人 弁護士 諸岩 龍弥
 催告期間満了日 令和 8 年10月16日
 名古屋家庭裁判所

令和 8 年（家）第 6 1 号

奈良県生駒郡三郷町立野南 2 丁目 9 番13-505号
 申立人 特定非営利活動法人権利擁護支援センターななつぼし
 本籍奈良県生駒郡斑鳩町稲葉西 1 丁目 8 番、最後の住所奈良県生駒郡斑鳩町稲葉西 1 丁目 8 番13号 103、死亡の場所奈良県高市郡高取町、死亡年月日令和 7 年 2 月 25 日、出生の場所愛媛県新居郡泉川町、出生年月日昭和 29 年12月16日、職業無職
 被相続人 亡 高橋 建也
 奈良市登大路町 5 番地修徳ビル 1 階登大路総合法律事務所
 相続財産清算人 室屋 和輝
 催告期間満了日 令和 8 年10月17日
 奈良家庭裁判所

令和8年(家)第30001号

広島県庄原市板橋町358番地11
申立人 中間 芳夫
本籍広島県庄原市三日市町345番地、最後の住所広島県庄原市三日市町345番地、死亡の場所広島県庄原市、死亡年月日令和7年8月21日、出生の場所広島県比婆郡庄原町、出生年月日昭和15年3月29日、職業無職
被相続人 亡 大田美保子
広島県三次市三次町1245番地
相続財産清算人 弁護士 中田 大介
催告期間満了日 令和8年10月16日
広島家庭裁判所三次支部

令和8年(家)第2007号

愛知県豊橋市杉山町字殿村47番地
申立人 中村真優美
本籍愛知県豊川市駅前通2丁目89番地、最後の住所愛知県新城市作手清岳字向山16番地213、死亡の場所愛知県新城市、死亡年月日平成29年2月28日、出生の場所愛知県豊川市、出生年月日昭和19年2月13日、職業不明
被相続人 亡 長谷川利謙
事務所愛知県豊橋市前田南町1丁目1番地の1タワーレジデンスHADA201号高和法律事務所
相続財産清算人 弁護士 高和 直司
催告期間満了日 令和8年9月17日
名古屋家庭裁判所豊橋支部

令和8年(家)第6号

徳島県阿南市新野町常政266番地
申立人 坂田 隆一
本籍徳島県阿南市新野町西光寺212番地、最後の住所徳島県阿南市新野町西光寺212番地1、死亡の場所徳島県阿南市、死亡年月日令和7年10月14日、出生の場所徳島県阿南市、出生年月日昭和42年5月21日、職業無職
被相続人 亡 遠藤 正人
徳島県阿南市富岡町西石塚1-6 土佐野ビル202号
相続財産清算人 弁護士 大森 千夏
催告期間満了日 令和8年9月18日
徳島家庭裁判所阿南支部

令和8年(家)第7号

香川県丸亀市大手町2丁目1番7号
申立人 社会福祉法人丸亀市社会福祉協議会
本籍香川県丸亀市大手町3丁目5番、最後の住所香川県丸亀市綾歌町岡田下365番地介護老人保健施設瀬戸荘、死亡の場所香川県丸亀市、死亡年月日令和7年8月25日、出生の場所香川県丸亀市、出生年月日昭和27年3月19日、職業無職
被相続人 亡 小野 浩一
香川県高松市番町1-6-1 両備高松ビル5階 いろは法律事務所
相続財産清算人 弁護士 吉田 明央
催告期間満了日 令和8年9月30日
高松家庭裁判所

令和7年(家)第7268号

福岡県筑紫野市針摺東1丁目9番15号ドリームステージ筑紫野ルシアン101号
申立人 松尾 友美
本籍福岡県久留米市上津2丁目1522番地1、最後の住所不詳、死亡の場所記載なし、死亡とみなされる日平成10年11月7日、出生の場所福岡県久留米市、出生年月日昭和4年9月15日、職業不明
被相続人 亡 吉武 宥高
事務所福岡県福岡市中央区舞鶴3丁目2番34号
相続財産清算人 司法書士 稲員 敬三
催告期間満了日 令和8年10月30日
福岡家庭裁判所

令和7年(家)第7364号

福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号
申立人 福岡県信用保証協会
本籍兵庫県淡路市志筑3292番地6、最後の住所福岡県筑紫野市大字諸田40番地コーポウォームライフA101号、死亡の場所福岡県筑紫野市、死亡年月日令和7年3月3日、出生の場所兵庫県津名郡志筑町、出生年月日昭和24年1月21日、職業会社役員
被相続人 亡 廣岡 猛
事務所福岡県福岡市中央区大名2丁目4番38号チサンマンション天神Ⅲ315号
相続財産清算人 司法書士 本田 昇
催告期間満了日 令和8年10月30日
福岡家庭裁判所

令和7年(家)第7368号

福岡市博多区博多駅南2丁目2番1号
申立人 福岡県信用保証協会
本籍福岡県福岡市西区大字西浦1025番地2、最後の住所福岡県福岡市西区愛宕浜2丁目1番7-303号西福岡マリナタウンイーストコート、死亡の場所福岡県福岡市博多区、死亡年月日令和7年6月3日、出生の場所福岡県福岡市、出生年月日昭和39年6月10日、職業会社役員
被相続人 亡 富田 利美
事務所福岡県福岡市中央区薬院1丁目16番20号
相続財産清算人 弁護士 今泉 忠
催告期間満了日 令和8年10月30日
福岡家庭裁判所

令和7年(家)第7407号

福岡県福岡市西区福重3丁目33番1-201号
申立人 北口 真
本籍福岡県福岡市早良区大字曲淵487番地、最後の住所福岡県福岡市早良区大字曲淵487番地、死亡の場所福岡県福岡市西区、死亡年月日令和7年8月20日、出生の場所福岡県早良郡内野村、出生年月日昭和29年8月22日、職業無職
被相続人 亡 松原 邦夫
事務所福岡県福岡市中央区舞鶴3丁目6番23-305号
相続財産清算人 司法書士 野中 哲郎
催告期間満了日 令和8年10月30日
福岡家庭裁判所

令和7年(家)第2086号

福岡市中央区天神2丁目13番1号
申立人 ふくおか債権回収株式会社
本籍福岡県久留米市中央町32番地22、最後の住所福岡県久留米市北野町今山830番地2、死亡の場所福岡県久留米市、死亡年月日令和7年1月28日頃、出生の場所福岡県久留米市、出生年月日昭和44年7月22日、職業会社員
被相続人 亡 浅田 朋広
福岡県久留米市本町2番地1本町ビル2階アザレア総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 馬場 幸太
催告期間満了日 令和8年9月30日
福岡家庭裁判所久留米支部

令和8年(家)第16号

宮崎市宮田町2番23号
申立人 宮崎県信用保証協会
本籍宮崎県日向市大字日知屋12690番地1、最後の住所宮崎県日向市大字財光寺1783番地4、死亡の場所宮崎県日向市、死亡年月日令和7年1月26日、出生の場所宮崎県日向市、出生年月日昭和43年11月25日、職業不明
被相続人 亡 井藤 修之
宮崎市宮田町10番25号宮田町ビル301号室
相続財産清算人 八重尾 龍
催告期間満了日 令和8年9月30日
宮崎家庭裁判所日向出張所

令和8年(家)第6001号

長崎県平戸市岩の上町1508番地3
申立人 平戸市
本籍長崎県平戸市田平町大久保免349番地、最後の住所長崎県平戸市田平町大久保免349番地、死亡の場所長崎県平戸市、死亡年月日令和5年5月2日、出生の場所長崎県北松浦郡田平町、出生年月日昭和27年12月2日、職業不明
被相続人 亡 石田 栄一
長崎県平戸市岩の上町1507番地1 N T T 平戸ビル本館2階 法テラス平戸法律事務所
相続財産清算人 弁護士 藤原 海
催告期間満了日 令和8年9月14日
長崎家庭裁判所平戸支部

令和8年(家)第6002号

長崎県平戸市岩の上町1508番地3
申立人 平戸市
本籍長崎県平戸市津吉町727番地、最後の住所長崎県平戸市鮎川町356番地3、死亡の場所長崎県平戸市、死亡年月日令和2年9月22日、出生の場所長崎県平戸市、出生年月日昭和30年8月10日、職業不明
被相続人 亡 牧村 規
長崎県平戸市田平町山内免378番地2 飛鸞ひまわり基金法律事務所
相続財産清算人 弁護士 小林 洋介
催告期間満了日 令和8年9月14日
長崎家庭裁判所平戸支部

令和7年(家)第3250号

熊本県上益城郡甲佐町大字豊内719番地4
申立人 甲佐町
本籍熊本県上益城郡甲佐町大字糸田1405番地、最後の住所熊本県上益城郡甲佐町大字糸田1405番地、死亡の場所熊本県熊本市南区、死亡年月日平成30年7月23日、出生の場所熊本県上益城郡白旗村、出生年月日昭和19年8月4日、職業会社役員
被相続人 亡 本郷 忠義
熊本県上益城郡御船町御船1072番地1
相続財産清算人 弁護士 福井雄一郎
催告期間満了日 令和8年9月24日
熊本家庭裁判所

令和7年(家)第30139号

茨城県那珂市竹ノ内1丁目11番地1
申立人 橋本 貴喜
本籍茨城県日立市助川町1丁目3番地、最後の住所茨城県那珂市菅谷668番地20、死亡の場所茨城県那珂市、死亡年月日令和5年7月29日、出生の場所茨城県日立市、出生年月日昭和33年1月14日、職業無職
被相続人 亡 比氣 寛之
茨城県水戸市南町3丁目4番57号 水戸セントラルビル5階 美和法律事務所
相続財産清算人 弁護士 岡本 華子
催告期間満了日 令和8年9月16日
水戸家庭裁判所

令和8年(家)第12号

青森県十和田市西三番町1番42号NTT十和田ビル2階弁護士法人青空と大地
申立人 村田 典子
本籍青森県三戸郡五戸町字愛宕下夕26番地6、最後の住所青森県三戸郡五戸町大字倉石中市字新山平64番地1特別養護老人ホームさくら荘、死亡の場所青森県三戸郡五戸町、死亡年月日令和7年9月9日、出生の場所青森県三戸郡五戸町、出生年月日昭和24年1月15日、職業無職
被相続人 亡 三浦 茂
青森県十和田市西三番町1番42号NTT十和田ビル2階弁護士法人青空と大地
相続財産清算人 弁護士 村田 典子
催告期間満了日 令和8年9月18日
青森家庭裁判所十和田支部

令和7年(家)第9103号

秋田市旭北栄町1番5号
申立人 社会福祉法人秋田県社会福祉協議会
本籍秋田県潟上市飯田川下虻川字上谷地129番地、最後の住所秋田県潟上市飯田川下虻川字上谷地129番地、死亡の場所秋田県潟上市、死亡年月日令和2年9月20日、出生の場所秋田県南秋田郡飯田川町、出生年月日昭和14年12月8日、職業無職
被相続人 亡 佐藤 久子
秋田市川尻総社町13番10号
相続財産清算人 司法書士 梅崎 昌弘
催告期間満了日 令和8年9月18日
秋田家庭裁判所

令和7年(家)第9114号

東京都港区浜松町2丁目3番1号
申立人 リサRT債権回収株式会社
本籍秋田県南秋田郡井川町今戸字小今戸5番地、最後の住所秋田県南秋田郡井川町今戸字カチ田201番地4、死亡の場所秋田県秋田市、死亡年月日令和6年5月4日、出生の場所関東州、出生年月日昭和16年10月8日、職業不明
被相続人 亡 渡邊 貞雄
秋田市八橋本町3丁目20番36号 M2ビル2階
相続財産清算人 司法書士 桐生 謙吾
催告期間満了日 令和8年9月18日
秋田家庭裁判所

令和7年(家)第9116号

秋田市手形字西谷地208番地3
申立人 佐藤 朝子
本籍秋田県秋田市南通築地225番地、最後の住所秋田市南通築地12番44号、死亡の場所秋田県秋田市、死亡年月日令和7年10月24日、出生の場所秋田県由利郡道川村、出生年月日昭和29年9月17日、職業無職
被相続人 亡 佐藤 隆子
秋田市川尻総社町13番10号
相続財産清算人 司法書士 梅崎 昌弘
催告期間満了日 令和8年9月18日
秋田家庭裁判所

令和7年(家)第743号

埼玉県さいたま市浦和区常盤7丁目4番1号
申立人 株式会社埼玉りそな銀行
本籍埼玉県越谷市大字袋山479番地、最後の住所埼玉県越谷市大字袋山479番地、死亡の場所埼玉県越谷市、死亡年月日推定令和7年1月13日、出生の場所新潟県中魚沼郡橋村、出生年月日昭和24年9月16日、職業不明
被相続人 亡 小幡 繁夫
埼玉県越谷市越ヶ谷1丁目11番35号吾山ビルII3階 石河綜合法律事務所
相続財産清算人 石河 優子
催告期間満了日 令和8年10月2日
さいたま家庭裁判所越谷支部

令和7年(家)第815号

埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番1号
申立人 越谷市
本籍東京都千代田区神田和泉町1番地8、最後の住所埼玉県越谷市蒲生4丁目2番26号、死亡の場所埼玉県越谷市、死亡年月日令和6年3月1日頃から10日頃までの間、出生の場所東京都千代田区、出生年月日昭和35年1月12日、職業不明
被相続人 亡 高木 智之
埼玉県越谷市弥生町3番33号越谷東駅前ビル5階 埼玉東部法律事務所
相続財産清算人 井上あすか
催告期間満了日 令和8年10月2日
さいたま家庭裁判所越谷支部

令和7年(家)第10358号

徳島県徳島市富田橋2丁目56番地
申立人 三木 秀子
本籍徳島県徳島市富田橋2丁目56番地、最後の住所埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷80番地2、死亡の場所埼玉県鶴ヶ島市、死亡年月日令和5年4月11日、出生の場所東京都江東区、出生年月日昭和44年6月23日、職業会社員
被相続人 亡 三木 昭彦
事務所埼玉県鶴ヶ島市若葉1-16-15田口法律事務所
相続財産清算人 弁護士 田口 博章
催告期間満了日 令和8年9月25日
さいたま家庭裁判所川越支部

令和8年(家)第30024号

千葉県市川市妙典5丁目20番26-305号スリーティー
申立人 針谷 直樹
本籍千葉県松戸市金ヶ作349番地39、最後の住所不明、死亡の場所千葉県松戸市、死亡年月日平成24年1月20日、出生の場所東京都墨田区、出生年月日昭和32年2月23日、職業不明
被相続人 亡 佐藤 雅彦
事務所千葉県松戸市新松戸4-50 新松戸Uビル301号室 新松戸綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 國分 玲名
催告期間満了日 令和8年10月18日
千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年(家)第72886号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号
申立人 国
本籍東京都大田区南六郷2丁目12番地3、最後の住所東京都大田区東六郷1丁目27番4号ルネッサンス東六郷201号、死亡の場所東京都大田区、死亡年月日令和5年10月19日、出生の場所東京市蒲田区、出生年月日昭和15年2月21日、職業機械部品受託加工業
被相続人 亡 岩田 弘美
事務所東京都中央区銀座2丁目2番17号龍保険ビル6階土居綜合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 土居 範行
催告期間満了日 令和8年9月30日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第72904号

東京都墨田区業平1丁目7番4号
申立人 東京都墨田都税事務所長
本籍東京都墨田区東向島4丁目57番地、最後の住所東京都墨田区東向島4丁目35番10号、死亡の場所東京都墨田区、死亡年月日令和5年9月1日ころから10日ころまでの間、出生の場所東京都墨田区、出生年月日昭和31年9月1日、職業不明
被相続人 亡 小林 絹子
事務所東京都港区元赤坂1-1-7 オリエント赤坂モートサイド1304 稲益法律事務所
相続財産清算人 弁護士 稲益 寛明
催告期間満了日 令和8年9月30日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第72916号

東京都港区麻布台3丁目5-6
申立人 東京都港都税事務所長
本籍長野県諏訪市諏訪1丁目900番地、最後の住所東京都港区赤坂4丁目12番9号、死亡の場所東京都港区、死亡年月日令和6年1月17日、出生の場所東京市浅草区、出生年月日昭和17年9月20日、職業不明
被相続人 亡 小山 祝佐江
事務所東京都千代田区四番町6番11号エルフェ四番町301区 新都総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 森 円香
催告期間満了日 令和8年9月30日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第72976号

東京都中央区八重洲2丁目10番17号
申立人 株式会社商工組合中央金庫
本籍東京都練馬区早宮2丁目4700番地、最後の住所東京都練馬区平和台3丁目26番15号昇辰ビル201号、死亡の場所東京都練馬区、死亡年月日平成21年7月21日頃から31日頃までの間、出生の場所東京都練馬区、出生年月日昭和23年1月26日、職業不明
被相続人 亡 武内 みよ
事務所東京都中央区日本橋兜町5番1号兜町第1平和ビル6階 日本橋フォーラム総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 宗岡 慶太
催告期間満了日 令和8年9月30日
東京家庭裁判所

相続財産清算人の改任

次の被相続人について、その相続財産の清算人を次のとおり改任した。

令和2年(家)第252号

申立人 職権
本籍山梨県中巨摩郡昭和町清水新居476番地、最後の住所山梨県中巨摩郡昭和町清水新居476番地、死亡の場所山梨県甲府市、死亡年月日平成22年7月6日、出生の場所山梨県中巨摩郡西条村、出生年月日大正8年1月17日、職業不動産賃貸業
被相続人 亡 太田 善重

事務所山梨県甲府市丸の内3丁目21番10号ネクサスビル3階 加藤・藤本法律事務所
改任前の相続財産清算人 弁護士 加藤 啓二
事務所山梨県甲府市丸の内3丁目21番10号ネクサスビル3階 加藤・藤本法律事務所
改任後の相続財産清算人 弁護士 藤本 紗季
甲府家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録記載の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに、当裁判所に権利を届け出てください。もし、この終期までに権利の届出がない場合には、その権利が失権することがあります。

令和8年(ハ)第1号

山口県防府市大字上右田2196番地
申立人 藤井 昌史
権利の届出の終期 令和8年6月5日
令和8年2月16日 防府簡易裁判所
(別紙) 目録

- (1)土地 防府市大字上右田字南森河内2196番宅地 245.41平方メートル
土地 防府市大字上右田字南森河内2196番1宅地 79.29平方メートル
土地 防府市大字上右田字南森河内2196番2畑 145平方メートル
- (2)登記年月日番号 山口県方法務局大正12年1月17日受付第224号
- (3)登記した権利の内容
登記の目的 永小作権設定
原因 大正11年12月29日設定
小作料 毎年玄米1石2斗
支払期 毎年12月20日
存続期間 20年
永小作権者 山口県防府市大字下右田409番地 斉藤 堯一

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることとなります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和7年(家)第167号

北海道紋別郡湧別町中湧別北町14番地の1 泉団地18-4
申立人 高澤テツ子

本籍北海道紋別郡湧別町登栄床154番地、最後の住所北海道紋別郡湧別町登栄床154番地の10
不在者 高澤 幸男
昭和24年5月15日生
届出期間満了日 令和8年6月16日
釧路家庭裁判所遠軽出張所

令和7年(家)第182号

岩手県盛岡市三本柳4-8-2
申立人 吉田 代美
本籍岩手県盛岡市三本柳22地割46番地15、最後の住所岩手県盛岡市三本柳22地割46番地15
不在者 高橋千代子
昭和14年4月26日生
届出期間満了日 令和8年6月22日
盛岡家庭裁判所

令和7年(家)第181号

福島県伊達市保原町富沢字我宜28番地
申立人 高橋 英和
本籍福島県伊達市保原町富沢字我宜28番地、最後の住所福島県伊達市保原町富沢字我宜28番地
不在者 高橋美津子
昭和16年4月3日生
届出期間満了日 令和8年6月15日
福島家庭裁判所

令和7年(家)第628号

山梨県韭崎市大草町上條東割533番地
申立人 名取 茂廣
本籍山梨県南アルプス市須澤242番地、最後の住所千葉県中央区都町3丁目6番8号第2植草ビル206号
不在者 名取 義廣
昭和22年3月15日生
届出期間満了日 令和8年6月17日
千葉家庭裁判所

令和7年(家)第8952号

岐阜県中津川市坂下405番地
申立人 糸魚川康子
本籍岐阜県中津川市坂下405番地、最後の住所東京都港区三田4丁目19番25-315号
不在者 糸魚川裕之
昭和59年3月14日生
届出期間満了日 令和8年6月19日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第10044号

東京都あきる野市入野811番地あたご苑
申立人 遠山 正宏
本籍東京都三鷹市井の頭4丁目445番地、最後の住所東京都新宿区高田馬場4丁目15番1-202号戸塚住宅
不在者 遠山 猛
大正15年9月10日生
届出期間満了日 令和8年6月19日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第476号

石川県七尾市江曾町子部14番2地
申立人 室塚 圭貴
本籍石川県七尾市江曾町子部14番2地、最後の住所石川県七尾市江曾町子部14番2地
不在者 室塚美意子
昭和8年9月16日生
届出期間満了日 令和8年6月19日
金沢家庭裁判所七尾支部

令和7年(家)第1874号

京都府長岡京市八条が丘1丁目2番地長岡天神ハイツ4棟405
申立人 久保 祥子
本籍京都府長岡京市天神5丁目13番、最後の住所京都府長岡京市天神5丁目13番5号
不在者 田中 稔郎
昭和12年10月30日生
届出期間満了日 令和8年6月26日
京都家庭裁判所

令和7年(家)第519号

千葉県船橋市藤原7-41-1-305
申立人 大友 良子
本籍兵庫県姫路市神屋町101番地2、最後の住所兵庫県姫路市神屋町101番地2
不在者 大桐 麻子
明治37年3月25日生
届出期間満了日 令和8年6月30日
神戸家庭裁判所姫路支部

令和7年(家)第230号

長崎市興善町4番15号
申立人 不在者犬塚勝司不在者財産管理人 浦川 一孝
本籍長崎県佐世保市三浦町57番地、最後の住所長崎県西海市西彼町小迎郷2505番地1
不在者 犬塚 勝司
昭和32年1月5日生
届出期間満了日 令和8年6月15日
長崎家庭裁判所

令和7年(家)第1010号

宮崎県延岡市稲葉崎町5丁目737番地1
申立人 石橋 恵子
本籍宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末9071番地、最後の住所宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末9071番地
不在者 児玉 清茂
昭和11年5月10日生
届出期間満了日 令和8年6月16日
宮崎家庭裁判所延岡支部

令和7年(家)第84号

鹿児島県奄美市笠利町大字万屋183番地
申立人 原 智美
本籍鹿児島県奄美市笠利町大字万屋71番地、最後の住所鹿児島県奄美市笠利町大字万屋71番地(万屋住宅4号棟448号)
不在者 原 伸男
昭和43年11月25日生
届出期間満了日 令和8年6月18日
鹿児島家庭裁判所名瀬支部

失踪宣告**令和7年(家)第1207号**

本籍北海道江別市上江別446番地、最後の住所北海道江別市上江別以下不詳
不在者 石川 寅男
昭和13年7月6日生
令和8年1月31日失踪宣告審判確定
札幌家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第1255号

本籍神奈川県横浜市港南区上大岡西3丁目681番地、最後の住所横浜市港南区上大岡西3丁目16番13号
不在者 木村 清
昭和13年11月12日生
令和8年2月14日失踪宣告審判確定
横浜家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第46号

本籍長野県駒ヶ根市赤須町15495番地、最後の住所長野県駒ヶ根市赤須町15495番地
不在者 稲垣 馨
明治37年7月5日生
令和8年2月14日失踪宣告審判確定
長野家庭裁判所伊那支部裁判所書記官

令和7年(家)第167号

本籍静岡県三島市大場140番地1、最後の住所静岡県三島市大場140番地1
不在者 大隅 幸雄
昭和5年7月25日生
令和8年2月14日失踪宣告審判確定
静岡家庭裁判所沼津支部裁判所書記官

令和7年(家)第2855号

本籍奈良県吉野郡下市町大字栃本167番地、最後の住所大阪府門真市栄町8番8号
不在者 大谷 昌信
明治41年3月16日生
令和8年2月14日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

令和7年(家)第358号

本籍大阪府松原市天美南6丁目195番地、最後の住所大阪府松原市天美西1丁目5番23号
不在者 井上 政久
昭和17年5月14日生
令和8年2月13日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所堺支部裁判所書記官

失踪宣告取消**令和7年(家)第648号**

本籍佐賀県三養基郡三根町大字坂口1556番地の4、失踪宣告における最後の住所福岡県八幡市西本町1丁目番地不詳
失踪者 江島 佑子
昭和13年3月20日生
令和8年2月10日失踪宣告取消審判確定
福岡家庭裁判所小倉支部裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったため、前記の有価証券の無効を宣言する。

令和7年(ハ)第4号

栃木県宇都宮市駒生町1407番地17
申立人 有限会社豊商事
代表者代表取締役 豊田 英二
権利を争う旨の申述の終期 令和8年2月3日
令和8年2月4日 大垣簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通
手形番号 YZ81501
金額 108,240円
支払期日 令和7年10月15日
支払地 大垣市
支払場所 株式会社大垣共立銀行本店営業部
振出日 令和7年6月25日
振出地 岐阜県安八郡神戸町
振出人 コダマ樹脂工業株式会社 代表者代表取締役 児玉 栄一
受取人 申立人
最終所持人 申立人

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第140号

鹿児島県薩摩川内市高城町1462番地 グリーンズプラウトC 101
債務者 福元 啓太
1 決定年月日時 令和8年2月19日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 宮路 真行
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前10時40分
5 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和8年(フ)第10号

鹿児島県阿久根市塩鶴町1丁目307番地 ユーミー塩鶴301号
債務者 木下 里美
1 決定年月日時 令和8年2月19日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 細谷 文規
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月17日午前10時30分
5 免責意見申述期間 令和8年4月10日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

令和8年(フ)第2号

和歌山県新宮市佐野1丁目1番8号
債務者 竹内 信
1 決定年月日時 令和8年2月26日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 山本 健二

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月28日午後2時
5 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

令和8年(フ)第30号

佐賀県小城市三日町久米24番地
債務者 北島 昌和
1 決定年月日時 令和8年2月24日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 吉村 真一
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月23日午後3時
5 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和8年(フ)第17号

長崎県諫早市福田町30番35号
債務者 西村亜由里
1 決定年月日時 令和8年2月25日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 川島 陽介
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月22日午後2時30分
5 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和8年(フ)第13号

秋田県横手市雄物川町沼館字八卦160番地3
債務者 畑山 美月
1 決定年月日時 令和8年2月26日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 遠藤 帥仁
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午前11時30分
5 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
秋田地方裁判所横手支部

令和7年(フ)第3418号

横浜市青葉区美しが丘2丁目21番地8 パークハイム斉藤2号棟242号室
債務者 切通 祐平
1 決定年月日時 令和8年2月25日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 野木 大輔
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月30日午前10時20分
5 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第23号

新潟市北区大瀬柳3501番地、前住所新潟市江南区駒込2丁目4番12号 こもれば 参番館103号

債務者 山倉 優希

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 内山 晶
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月12日午前11時20分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
新潟地方裁判所民事部

令和7年（フ）第437号

愛知県豊田市小坂町14丁目41番地3 アヴニール小坂702号、前住所愛知県西尾市新在家町中郷47番地2

債務者 中野 正行

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 賢一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午後2時55分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第67号

仙台市青葉区国見6丁目23番23号 ラ・ロシエールⅡ-110

債務者 高野 博子

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 町屋 和憲
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月22日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年（フ）第3号

岩手県大船渡市末崎町字鶴巻93番地5

債務者 小松 隆千

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 俊晴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月1日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和8年（フ）第11号

岩手県一関市五代町2番9号

債務者 及川 修

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小平 竜太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和8年（フ）第12号

岩手県一関市滝沢字矢ノ目沢73番地127

債務者 佐々木健太

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北村 宏洋
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午後2時5分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和7年（フ）第1248号

仙台市泉区向陽台5丁目28番33号 カーソルドゥ社206

債務者 長尾 裕紀

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 細矢 智史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午前11時5分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和8年（フ）第146号

仙台市宮城野区銀杏町19番22-206号

債務者 丹野 秀昭

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 島田美佐都
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午前10時55分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年（フ）第284号

山形市薬師町1丁目2-34 薬師町マンション201号室（犬養千恵方）、住民票上の住所山形県南陽市和田461番地

債務者 小関 喜幹

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 工藤 剛

- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月28日午前11時

- 5 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
山形地方裁判所民事部

令和8年（フ）第16号

栃木県下野市医大前1丁目8番地1 ハイッ・ハンドヒル103号室

債務者 松尾 義則

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 三宅 愛子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年4月28日午後2時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和7年（フ）第110号

大阪府大阪市淀川区加島3丁目5番2号 スリール加島205号、前住所滋賀県東近江市ひばり丘町1番5-2号 アンジュ・ココ02棟202号室

債務者 森 一真

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田嶋明日香
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月25日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和7年（フ）第469号

岡山市南区福富中2丁目6番9号

債務者 中西 リエ

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大土 弘
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月27日午前10時40分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第76号

広島県安芸郡府中町みくまり1丁目4番19号

債務者 中上 孝紀

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 畑 雄太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月19日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第42号

広島県福山市新市町大字新市934番地3

債務者 藤井 茂

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午前9時55分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田口 泰斗
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午前11時35分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和8年（フ）第1号

広島県三次市島敷町235番地7

債務者 貞岡 詠二

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 前田 奈美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月22日午前11時15分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
広島地方裁判所三次支部

令和7年（フ）第148号

愛媛県西条市大町219番地11、前住所茨城県龍ヶ崎市佐貫町616番地 プライムスクエア-佐貫駅前504号室

債務者 高木 智浩

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 丑野 雅紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月29日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
松山地方裁判所西条支部

令和8年（フ）第9号

福岡県柳川市三橋町柳河428番地6 ドルチェ・ヴィータYanagawa A103号、前住所佐賀県小城市三日町金田1209番地10 グラスローズ単人 A102号

債務者 和田 葵（旧姓吉原）

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山田 学
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年5月20日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和8年(フ)第86号

大分市明礪町1丁目3番11号
債務者 佐藤 孝平

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 園田 大吾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和8年6月5日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和8年4月27日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

**破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間****令和8年(フ)第7号**

茨城県日立市みかの原町1丁目9番14号
債務者 高橋 時子

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
水戸地方裁判所日立支部

令和7年(フ)第2016号

代替住所A、旧住所神奈川県厚木市東町5番12-503号
債務者 木口けい子

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第95号

埼玉県加須市元町3番2号 アサヒハイツ202号
債務者 小関 由美

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第102号

さいたま市緑区東浦和6丁目15番地18 グリーンヒル大牧206
債務者 成田 育美

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第29号

埼玉県熊谷市柿沼831番地1 第一総和ハイツ102
債務者 糟谷 恭子

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和8年(フ)第36号

埼玉県深谷市西島56番地8
債務者 坂本 明美

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第61号

千葉県香取市佐原イ3281番地3
債務者 原田 弘子

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
千葉地方裁判所佐原支部

令和8年(フ)第1号

千葉県香取市野田746番地2 丸神ハイツ野田D号室
債務者 北崎 勇美

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
千葉地方裁判所佐原支部

令和7年(フ)第812号

川崎市宮前区平6丁目4番34-203号
債務者 中田裕美子(旧姓檜物)

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年(フ)第68号

川崎市幸区鹿島田1丁目16番19号 フローレンスガーデンかしまだ101
債務者 野上 浩

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年(フ)第89号

川崎市高津区千年923番地 エクレールたちばな205
債務者 永井陽一郎

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年(フ)第106号

川崎市麻生区細山4丁目1番28号
債務者 小野裕里子

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年(フ)第109号

川崎市多摩区中野島6丁目22番13号 姉妹コーポ102
債務者 弓田 展子

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年(フ)第116号

川崎市川崎区小川町12番地13 小川町スマイルイン
債務者 柳沢 誠一

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年(フ)第119号

川崎市川崎区浅田2丁目1番11-301号 ソシアルハイツ
債務者 向坪 弘美

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年(フ)第122号

川崎市川崎区中瀬3丁目7番3号 サンハウスB201
債務者 石井 綾華

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年(フ)第125号

川崎市宮前区東有馬2丁目16番14号 メゾン
アンソレイエ 202
債務者 泉 智明

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和8年(フ)第3号

北海道岩見沢市北四条西19丁目1番1号
債務者 穴久保俊一

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和8年(フ)第4号

北海道岩見沢市北5条西11丁目2番21号
債務者 南 俊輔

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和8年(フ)第9号

北海道空知郡南幌町北町1丁目10番9号
債務者 林 永遠(旧姓春日谷)

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和8年(フ)第24号

釧路市寿1丁目1番21号 コハクハイツ寿
102号室
債務者 森 達也

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
釧路地方裁判所民事部

令和8年(フ)第26号

群馬県伊勢崎市連取町2344番地1 プラッツ
キーファー304
債務者 猪瀬 遥

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和8年(フ)第31号

群馬県前橋市岩神町2丁目8番24-203号
のぞみの家、旧住所群馬県太田市新井町550
番地18 カーサフォーレ203号
債務者 藤本 早紀

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和8年(フ)第29号

千葉県山武郡横芝光町鳥喰新田546番地1
債務者 佐藤永津子

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和8年(フ)第35号

横浜市青葉区市ヶ尾町1075番地9 ベストリ
ハナーシングホームさくらの郷市ヶ尾
債務者 矢久保建生

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第732号

相模原市南区御園5丁目7番17号 セピアハ
イム御園203
債務者 川内 咲良

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和8年(フ)第8号

相模原市緑区原宿南2丁目43番地3
債務者 吉竹 幸

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
横浜地方裁判所相模原支部

令和7年(フ)第370号

愛知県稲沢市駅前4丁目11番35-709号
債務者 大高 敦子

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和8年(フ)第13号

愛知県稲沢市国府宮3丁目7番11-204号
債務者 田中 淳代

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和8年(フ)第2号

京都府亀岡市篠町野条下川40番地25
債務者 吉岡 敦子

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

令和8年(フ)第4号

京都府南丹市八木町木原上西35番地31
債務者 辻井 風雅

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

令和7年(フ)第1212号

堺市南区高倉台4丁目1番3-110号
債務者 山本 純司

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第1252号

大阪府松原市南新町3丁目6番1-510号
債務者 仙波 直美

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第1276号

堺市東区西野69番地19
債務者 三根加奈子

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年(フ)第19号

堺市東区高松218番地4 カサデソル205号
債務者 田中 修治

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年(フ)第47号

大阪府大阪狭山市西山台5丁目5番3-705号
債務者 坂部恵美子

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年(フ)第70号

堺市美原区北余部西4-2-9-402号、住民票上の住所大阪市東住吉区住道矢田9丁目5番9号レオパレス21大和川111号
債務者 北野 紀恵

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年(フ)第98号

堺市南区竹城台1丁目2番103-204号
債務者 藤岡成美こと 劉 成美(YU S
UNG MEE)

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年(フ)第109号

大阪府羽曳野市西浦4丁目4番10-103号
コートファミリーユ

- 債務者 阪本 恵
- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後2時
 - 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
 - 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 - 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年(フ)第113号

大阪府羽曳野市翠鳥園2番3-204号 大阪府宮羽曳野翠鳥園住宅 3棟
債務者 清水あさみ

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年(フ)第127号

堺市南区鴨谷台3丁目2番10-207号
債務者 香川多恵子

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和8年(フ)第7号

兵庫県多可郡多可町八千代区坂本439番地
債務者 山本 剛

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
神戸地方裁判所社支部

令和8年(フ)第15号

兵庫県加東市上中2丁目16番地県住上中団地1-203号
債務者 染谷 悠雅

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月21日まで
神戸地方裁判所社支部

令和8年(フ)第18号

北海道広尾郡広尾町丸山通北4丁目65番地1
こぶしが丘団地4号棟105号室
債務者 佐藤みゆき

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和8年(フ)第14号

秋田県横手市大森町字大森59番地2
債務者 赤川 房子

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで
秋田地方裁判所横手支部

令和8年(フ)第6号

群馬県みどり市笠懸町鹿3120番地10
債務者 茂木 駿太

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで
前橋地方裁判所桐生支部

令和7年(フ)第2261号

東京都羽村市富士見平1丁目18番地羽村団地2-108
債務者 中野 久光

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第219号

東京都あきる野市五日市817番地6セルリッツ103号
債務者 土屋 今代

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和8年(フ)第23号

福井市豊岡1丁目7番11号 豊岡タウンハウスA棟102
債務者 佐々木友美

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和8年(フ)第24号

福井市足羽4丁目3番21号
債務者 梅木 美加(旧姓丸山)

- 1 決定年月日時 令和8年2月19日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和8年(フ)第35号

山梨県甲府市後屋町561番地1 ハイッ許山402号室
債務者 嶋田有希子

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和7年（フ）第277号

奈良県天理市武蔵町552番地
債務者 杉本 凌音

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで
奈良地方裁判所破産係

令和7年（フ）第347号

奈良県生駒市喜里が丘3丁目12番20号
債務者 磯部 大吾

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで
奈良地方裁判所破産係

令和7年（フ）第408号

奈良市大安寺2丁目7番5-206号
債務者 東中 仁美

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで
奈良地方裁判所破産係

令和7年（フ）第413号

奈良市大宮町3丁目2番50号 白樺ハイツ大宮V-201号
債務者 高嶋美千代

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月22日まで
奈良地方裁判所破産係

令和8年（フ）第16号

栃木県足利市毛野新町1丁目18番地
債務者 吉田 実由

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月23日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和8年（フ）第1号

山形県西村山郡大江町大字左沢3003番地の3、前住所山形市荒楯町1丁目7番14-202号 ハイツ荒楯公園
債務者 東海林瑠莉香

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
山形地方裁判所民事部

令和7年（フ）第732号

愛知県西尾市小間町西側59番地7
債務者 馬場 若菜

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第29号

愛知県安城市横山町八左86番地1 エスパシオ横山A-201
債務者 木下 裕章

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第40号

愛知県西尾市新渡場町中切64番地
債務者 谷崎 義男

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月15日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和8年（フ）第2号

北海道久遠郡せたな町大成区都435番地1 みやこの丘団地いちい棟206号室
債務者 張間 圭子

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月16日まで
函館地方裁判所江差支部

令和7年（フ）第2594号

名古屋市東区筒井3丁目34番25号 エクセルコジマII 401号
債務者 高木小百合

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（フ）第3350号

愛知県知多郡武豊町字下門41番地 武豊荘6号
債務者 永谷 和由

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第24号

名古屋市緑区鳴海町字乙子山85番地の10 なるみグリーンコーポ5棟546号
債務者 飯田 達

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第41号

名古屋市天白区植田山2丁目101番地 名古屋市植田寮
債務者 相川 勝洋

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第51号

名古屋市中川区千音寺4丁目1028番地 ヘルエールA 202号
債務者 溝口 灯未

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第84号

名古屋市天白区植田山2丁目101番地 名古屋市植田寮
債務者 左中 義幸

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（フ）第87号

名古屋市名東区名東本町169番地 WEST 1N星ヶ丘407号
債務者 小山久望子

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第95号

名古屋市北区大曽根4丁目4番17号 GRAN REGALO大曽根302号

債務者 原 聖弥

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第135号

名古屋市緑区浦里4丁目63番地 県営鳴海住宅1棟801号

債務者 村瀬 徹子

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第148号

名古屋市北区平安1丁目4番49号 アトレージュA202号

債務者 春田 七海

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第159号

名古屋市中村区那古野1丁目41番2号 ベルピラ那古野602号

債務者 西垣 祐孝

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第171号

名古屋市緑区森の里1丁目94番地 森の里荘4棟505号

債務者 小島 朝美

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月17日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(フ)第60号

大阪市平野区長吉長原4丁目1番24号 大長ハウス 102号

債務者 前谷 直紀

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月19日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第308号

大阪市生野区新今里5丁目15番6号

債務者 木村 尚司

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月26日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第328号

大阪市北区豊崎2丁目5番5-503号

債務者 萩原 悠稀

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月22日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第387号

大阪市中央区日本橋2丁目14番5-103号、
前住所大阪市中央区島之内2丁目11番6号
S R島之内301

債務者 南 優希

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月19日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第440号

大阪市港区市岡元町1丁目3番10号 ハーバライフ市岡 403号、前住所大阪市東成区深江北1丁目12番26-216号

債務者 佐々木 操

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月26日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(フ)第557号

大阪府豊中市浜3丁目8番2-210号

債務者 丸尾 綾音

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年4月24日まで
- 5 免責審尋期日 令和8年5月22日午後1時30分
大阪地方裁判所第6民事部

破産手続終結**令和6年(フ)第1828号**

札幌市東区北30条東6丁目3番23号

破産者 株式会社YES Care Project

- 1 決定年月日 令和8年2月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第92号

岩手県岩手郡雫石町西安庭14地割50番地21
破産者 株式会社与作

- 1 決定年月日 令和8年2月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第209号

群馬県前橋市西善町749番地6

破産者 株式会社ZERO-MAX

- 1 決定年月日 令和8年2月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第302号

福井県丹生郡越前町厨第17号51番地の2

破産者 有限会社旅館金龍

- 1 決定年月日 令和8年2月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第21号

北海道上川郡新得町屈足旭町東4丁目4番地2

破産者 株式会社北富青果

- 1 決定年月日 令和8年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和5年(フ)第287号

岐阜県各務原市川島松倉町2353番地43

破産者 亡尾関定治相続財産(開始決定時の表示 尾関 定治)

- 1 決定年月日 令和8年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

令和7年（フ）第1014号

京都市右京区西京極田畑町20番3
破産者 株式会社恵匠染芸

- 1 決定年月日 令和8年2月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終了した。

京都地方裁判所第5民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

令和7年（フ）第2204号

札幌市手稲区手稲本町2条1丁目1番12-101号

破産者 清田 直子

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月25日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年4月13日午前11時45分
- 令和8年2月25日

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年（フ）第4584号

大阪府豊中市待兼山町31番4号 リヴァーレ待兼山301、開始決定時大阪市住吉区万代3丁目4番14号

破産者 奥 保誠

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月25日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年5月21日午後1時50分
- 令和8年2月25日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第855号

仙台市太白区富沢西2丁目6番地の20

破産者 八島てるみ

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年5月11日午前11時10分
- 令和8年2月25日

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年（フ）第694号

大阪府摂津市一津屋2丁目14番7号

破産者 株式会社L a V i t a

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年5月14日午後1時50分
- 令和8年2月25日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第4288号

大阪府東大阪市吉田本町3丁目14番19号

破産者 株式会社社会学社能力開発研究センター

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年5月18日午後2時
- 令和8年2月25日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第96号

広島県福山市向陽町1丁目11番12-6号、住民票上の住所広島県福山市木之庄町3丁目7番21号

破産者 辻 康広

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月27日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年6月12日午前10時
- 令和8年2月25日

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年（フ）第37号

広島市安佐南区大町西1丁目11番21-204号

破産者 ヴェルテックこと 福田 博之

- 1 破産債権の届出期間 令和8年3月30日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年5月20日午前10時
- 令和8年2月25日

広島地方裁判所民事第4部

令和7年（フ）第15号

長崎県雲仙市国見町土黒庚1486番地

破産者 酒井 和人

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月2日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年5月28日午前10時
- 令和8年2月26日

長崎地方裁判所島原支部破産係

令和7年（フ）第317号

宮城県亘理郡亘理町字北新町19番地1 アネックスII203

破産者 水沼 功介

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月8日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年5月12日午後2時
- 令和8年2月25日

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年（フ）第764号

仙台市青葉区芋沢字釜前34番地の5

破産者 中野 雄一

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月8日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年5月22日午後1時35分
- 令和8年2月25日

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年（フ）第973号

宮城県多賀城市町前3丁目2番6-603号

破産者 株式会社大東総業

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月8日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年5月26日午後1時40分
- 令和8年2月25日

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年（フ）第4145号

大阪府豊中市三国2丁目2番18号

破産者 株式会社大八商事

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月10日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年5月28日午後1時40分
- 令和8年2月25日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第275号

高知県香南市香我美町口西川888番地1、旧住所高知県香南市夜須町手結山1543番地3

破産者 廣岡 稔

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月13日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年6月11日午前10時10分
- 令和8年2月26日

高知地方裁判所破産係

令和7年（フ）第56号

群馬県邑楽郡大泉町仙石2丁目11番15号

破産者 創生建設株式会社

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月14日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年5月19日午後4時
- 令和8年2月17日

前橋地方裁判所太田支部

令和7年（フ）第453号

京都市西京区牛ヶ瀬西柿町45番地

破産者 染と織のおざさ（好衣苑おざさ）こと 小笹 博史

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月15日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年6月3日午前11時15分
- 令和8年2月26日

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年（フ）第41号

滋賀県長浜市高月町森本15番地

破産者 中嶋 玉樹

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月17日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年5月26日午後1時30分
- 令和8年2月24日

大津地方裁判所長浜支部破産係

令和7年（フ）第365号

岡山県総社市総社3丁目14番9-2号

破産者 山本 幸浩

- 1 破産債権の届出期間 令和8年4月27日まで
 - 2 一般調査期日 令和8年5月27日午前11時
- 令和8年2月25日

岡山地方裁判所第3民事部

債権者集会招集

令和6年（フ）第2393号

大阪府堺市西区鳳東町6丁626番地の1

破産者 ユタカ中央交通株式会社

- 1 期日 令和8年3月26日午前11時
 - 2 会議の目的 破産管財人の任務終了による計算の報告
- 令和8年2月25日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年（フ）第2394号

大阪府城東区今福南3丁目2番11号

破産者 関西中央第一株式会社

- 1 期日 令和8年3月26日午前11時
 - 2 会議の目的 破産管財人の任務終了による計算の報告
- 令和8年2月25日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年（フ）第2395号

大阪府守口市金田町3丁目47番15号

破産者 大商交通株式会社

- 1 期日 令和8年3月26日午前11時
 - 2 会議の目的 破産管財人の任務終了による計算の報告
- 令和8年2月25日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年（フ）第2396号

大阪府東大阪市高井田中2丁目6番18号

破産者 東大阪中央タクシー株式会社

- 1 期日 令和8年3月26日午前11時
 - 2 会議の目的 破産管財人の任務終了による計算の報告
- 令和8年2月25日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年（フ）第2397号

大阪府高槻市川西町2丁目22番2号
破産者 高槻交通株式会社

- 1 期日 令和8年3月26日午前11時
- 2 会議の目的 破産管財人の任務終了による計算の報告
令和8年2月25日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年（フ）第2399号

大阪府東大阪市高井田中2丁目6番18号
破産者 東大阪オーケー株式会社

- 1 期日 令和8年3月26日午前11時
- 2 会議の目的 破産管財人の任務終了による計算の報告
令和8年2月25日

大阪地方裁判所第6民事部

令和3年（フ）第4901号

堺市西区山田3丁1064番地の2
破産者 株式会社クルース

- 1 期日 令和8年5月21日午後1時40分
- 2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和8年2月24日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年（フ）第3928号

大阪市西淀川区姫里1丁目5番25号
破産者 井上 将吾

- 1 期日 令和8年5月18日午後2時
- 2 会議の目的 財産状況報告、破産手続廃止に関する意見聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
令和8年2月24日

大阪地方裁判所第6民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならぬ。

令和7年（フ）第630号

千葉県習志野市袖ヶ浦3丁目3番6-410号
破産者 西野 秀夫

- 異議申述期間 令和8年4月17日まで
令和8年2月25日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（フ）第1964号

千葉市中央区大蔵寺町306番地6 コーポトリーフ202号

- 破産者 阿部 佑哉
異議申述期間 令和8年4月20日まで
令和8年2月26日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（フ）第1994号

千葉県習志野市鷺沼5丁目17番1-204号
破産者 鎌田 寛輝

- 異議申述期間 令和8年4月21日まで
令和8年2月26日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（フ）第1958号

千葉市緑区あすみが丘4丁目8番地7 サンモールあすみが丘103号

- 破産者 古谷 幸
異議申述期間 令和8年4月22日まで
令和8年2月26日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（フ）第1091号

名古屋市中区黒門町105番地の1 クレイラ車道203号

- 破産者 小熊 香菜
異議申述期間 令和8年4月22日まで
令和8年2月25日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年（フ）第3927号

大阪市浪速区敷津東1丁目7番13-303号
破産者 株式会社リング

- 異議申述期間 令和8年4月22日まで
令和8年2月25日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第3827号

大阪府茨木市下中条町3番23号 VILLAGE I O光 205号

- 破産者 今村 綾佑
異議申述期間 令和8年4月22日まで
令和8年2月25日

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年（フ）第291号

長崎県長崎市本原町26番7号 野村ビル202号

- 破産者 池田 航一
異議申述期間 令和8年4月23日まで
令和8年2月26日

長崎地方裁判所民事部破産係

特別清算開始**令和7年（ヒ）第1号**

埼玉県秩父市大野原字築瀬2402番3
清算株式会社 C B D清算準備株式会社
代表清算人 伊藤 孝

- 1 決定年月日 令和8年2月18日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

さいたま地方裁判所秩父支部

令和8年（ヒ）第3004号

大阪府摂津市鶴野1丁目6番22号
清算株式会社 株式会社木田精密機械
代表清算人 木田 文夫

- 1 決定年月日 令和8年2月24日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（ヒ）第3号

岡山市南区浦安西町47番地2
清算株式会社 株式会社ブックランドあきば
代表清算人 秋庭 知雄

- 1 決定年月日 令和8年2月20日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

岡山地方裁判所第3民事部

特別清算終結**令和7年（ヒ）第5号**

兵庫県南あわじ市広田広田1223番地
清算株式会社 株式会社KH鉄工所

- 1 決定年月日 令和8年2月20日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所洲本支部

特別清算協定認可**令和7年（ヒ）第1001号**

清算株式会社 株式会社右田本店
代表清算人 右田 明

- 1 決定年月日 令和8年2月20日
- 2 主文 次の協定を認可する。
協定

- 1 清算株式会社は、各協定債権者に対し、本協定認可の決定が確定した日から1か月以内に、協定債権のうち元金部分の2.950864パーセントの金員を弁済する。

- 2 各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

- 3 第1項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の元金部分の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

松江地方裁判所益田支部

令和8年（ヒ）第1号

岡山県倉敷市大畠1666番地の2
清算株式会社 株式会社HS
代表清算人 永山 久徳

- 1 決定年月日 令和8年2月19日
- 2 主文 次の協定を認可する。
協定

第1 通則

- 1 弁済の場所・方法
本協定における弁済は、協定債権者（第2・1(1)において定義する。）の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法、その他清算株式会社と協定債権者として別途合意する方法により行うものとし、振込送金の方法による場合、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。

- 2 端数の処理
権利の変更の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

第2 協定債権

- 1 定義
(1) 本協定における協定債権とは、特別清算開始決定日である令和8年1月20日までの原因に基づいて発生した清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために特別清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する特別清算株式会社に対する費用請求権を除いたものをいい、協定債権を有する債権者を協定債権者という。
(2) 協定債権元本とは、協定債権のうち、利息債権及び損害金請求権を除いたものをいう。

2 協定債権の弁済

(1) 基本弁済

清算株式会社は、別表1記載の各協定債権者に対し、本協定の認可決定確定日から1か月以内に、清算株式会社の資産の換価代金から必要な費用を控除した残額を、令和6年5月24日に成立した、中小企業の事業再生等に関するガイドライン第三部に規定される中小企業版私的整理手続（再生型手続）に基づいて作成された清算会社の事業再生計画（以下、「本事業再生計画」という。）で定められた非保全債権（担保等により保全されていない債権）額に応じて按分して弁済する。各協定債権者の非保全債権額は、別表2のとおりである。

(2) 追加弁済

前記(1)による弁済の後、新たな財産が発見された場合は、清算株式会社はこれを速やかに換価し、別表1記載の各協定債権者に対し、当該換価代金から必要な費用を控除した残額を、本事業再生計画に定められた非保全債権額に応じて按分して弁済する。

3 債務免除等

(1) 協定債権元本

前記2(1)の規定による弁済をしたときには、清算株式会社は、協定債権元本額から既弁済額を控除した残額全てについて、その債務の免除を受ける。

また、清算株式会社が、上記債務免除の効力発生後に前記2(2)の規定により追加弁済を行う場合は、各追加弁済の限度で、上記債務免除の効力は債務免除時に遡って失われる。

(2) 協定債権元本以外の協定債権

清算株式会社は、協定債権元本以外の協定債権については、本協定の認可決定確定時に全額免除を受ける。

第3 共益的債権及び優先債権の弁済

清算株式会社は、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対す

る費用請求権の共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権その他一般の優先権がある債権並びに裁判所から支払いの許可を受けた債権は随時に弁済する。

(別表省略)

岡山地方裁判所第3民事部

令和8年(ヒ)第2号

岡山県倉敷市大島1666番地の2
清算株式会社 株式会社HR
代表清算人 永山 久徳

1 決定年月日 令和8年2月19日

2 主文 次の協定を認可する。

協定

第1 通則

1 弁済の場所・方法

本協定における弁済は、協定債権者（第2・1(1)において定義する。）の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法、その他清算株式会社と協定債権者とで別途合意する方法により行うものとし、振込送金の方法による場合、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。

2 端数の処理

権利の変更の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

第2 協定債権

1 定義

(1) 本協定における協定債権とは、特別清算開始決定日である令和8年1月20日までの原因に基づいて発生した清算株式会社に対する債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算の手続のために特別清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する特別清算株式会社に対する費用請求権を除いたものをいい、協定債権を有する債権者を協定債権者という。

(2) 協定債権元本とは、協定債権のうち、利息債権及び損害金請求権を除いたものをいう。

2 協定債権の弁済

(1) 基本弁済

清算株式会社は、別表1記載の各協定債権者に対し、本協定の認可決定確定日から1か月以内に、清算株式会社の資産

の換価代金（株式会社HSからの求償権の回収分を含む。）から必要な費用を控除した残額を、令和6年5月24日に成立した、中小企業の事業再生等に関するガイドライン第三部に規定される中小企業版私的整理手続（再生型手続）に基づいて作成された清算会社の事業再生計画（以下、「本事業再生計画」という。）で定められた非保全債権（担保等により保全されていない債権）額に応じて按分して弁済する。各協定債権者の非保全債権額は、別表2のとおりである。

(2) 追加弁済

前記(1)による弁済の後、新たな財産が発見された場合は、清算株式会社はこれを速やかに換価し、別表1記載の各協定債権者に対し、当該換価代金から必要な費用を控除した残額を、本事業再生計画に定められた非保全債権額に応じて按分して弁済する。

3 債務免除等

(1) 協定債権元本

前記2(1)の規定による弁済をしたときには、清算株式会社は、協定債権元本額から既弁済額を控除した残額すべてについて、その債務の免除を受ける。

また、清算株式会社が、上記債務免除の効力発生後に前記2(2)の規定により追加弁済を行う場合は、各追加弁済の限度で、上記債務免除の効力は債務免除時に遡って失われる。

(2) 協定債権元本以外の協定債権

清算株式会社は、協定債権元本以外の協定債権については、本協定の認可決定確定時に全額免除を受ける。

第3 共益的債権及び優先債権の弁済

清算株式会社は、特別清算の手続のために清算株式会社に対して生じた債権及び特別清算の手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権その他一般の優先権がある債権並びに裁判所から支払いの許可を受けた債権は随時に弁済する。

(別表省略)

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(ヒ)第12号

沖縄県那覇市銘苅3丁目1番31号
清算株式会社 株式会社ターミナルブルーレーベル

代表清算人 新山 勝己

1 決定年月日 令和8年2月20日

2 主文 次の協定を認可する。

協定

第1 通則

本協定における弁済は、別紙記載の協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社（以下「会社」という。）の負担とする。なお、割合弁済の結果生じる1円未満の端数は切り捨てる。

第2 協定債権

1 利息・遅延損害金の免除

協定債権のうち、特別清算開始決定日（令和8年1月6日）後の利息・遅延損害金については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。

2 協定債権の弁済

会社は、本債権者集会時における会社財産から公租公課その他一般の優先権ある債権等会社法第515条第3項括弧書内記載の債権に対する弁済原資を控除した後の金員を弁済原資として、本協定認可決定後直ちに、各協定債権者に対し、その債権額に応じて按分して支払う。

3 残債務の免除

会社は、前項の弁済時に、協定債権者より、残余の協定債権全額の免除を受ける。

4 追加弁済

前項の債務免除後、会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は速やかにこれを換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、各協定債権者による前項の債務免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失う。

(別紙省略)

以上

那覇地方裁判所民事第3部

更生手続終結**令和7年(ミ)第1号**

名古屋市北区中切町1丁目84番地
更生会社 愛知電熱株式会社
管財人 青木 良成

- 1 決定年月日 令和8年2月24日
- 2 主文 本件更生手続を終結する。
- 3 理由の要旨 更生計画が遂行された。
東京地方裁判所民事第20部

監督命令**令和8年(再)第3号**

埼玉県入間市扇台3丁目5番3号
再生債務者 株式会社サンバック

- 1 主文 再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
- 2 監督委員 東京都中央区築地2丁目3番4号
メトロシテイ築地新富町601号はげのき法律事務所 弁護士 大石健太郎
令和8年2月20日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始**令和8年(再)第3号**

埼玉県入間市扇台3丁目5番3号
再生債務者 株式会社サンバック

- 1 決定年月日時 令和8年2月20日午後2時30分
- 2 主文 再生債務者について再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月13日まで
- 4 再生債権の一般調査期間 令和8年3月30日から令和8年4月6日まで
東京地方裁判所民事第20部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可**令和7年(再)第37号**

岡山県笠岡市平成町95番地1
再生債務者 株式会社サラ

- 決定の要旨 令和8年2月9日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条1項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
令和8年2月24日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始**令和8年(再イ)第8号**

埼玉県日高市大字中鹿山413番地60
再生債務者 福田 智央

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月17日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月27日から令和8年4月6日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第64号

埼玉県北葛飾郡杉戸町内田4丁目14番12号
再生債務者 飯島 明

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月1日から令和8年4月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

令和7年(再イ)第92号

埼玉県坂戸市日の出町25番地25
再生債務者 伊藤 民子

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月30日から令和8年4月7日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和8年(再イ)第28号

千葉県習志野市谷津7丁目5番2-301号
再生債務者 水谷 俊輝

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月1日から令和8年4月15日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和8年(再イ)第29号

千葉県若葉区若松町413番地163 ソレイユ・ルヴァンⅢ 103号
再生債務者 蔭山 京

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月1日から令和8年4月15日まで
千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(再イ)第203号

愛知県あま市下萱津江西63番地 ブルーム萱津B 202号
再生債務者 篠原 功

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月25日から令和8年4月1日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第205号

愛知県日進市浅田町上ノ山25番地11
再生債務者 眞野 常人

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月25日から令和8年4月1日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第320号

名古屋市守山区百合が丘2012番地(従前の住所)名古屋守山区吉根1-1814 リバージュ105
再生債務者 後藤ひかる

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月25日から令和8年4月1日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年(再イ)第4号

愛知県安城市二本木新町1丁目18番地15
再生債務者 原田建築こと 原田 孝志

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月25日から令和8年4月1日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和8年(再イ)第9号

兵庫県尼崎市上坂部2丁目9番23号
再生債務者 岡田 優子

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月18日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月25日から令和8年4月8日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

令和8年(再イ)第3号

北海道小樽市銭函1丁目3番32号
再生債務者 三浦浩太郎

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月9日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和8年(再イ)第1号

青森県上北郡七戸町宇志茂川原78番地1
再生債務者 渡邊 俊彦

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月9日まで
青森地方裁判所民事部再生係

令和8年(再イ)第8号

青森市西大野5丁目15番地3
再生債務者 長谷川大輔

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月26日から令和8年4月9日まで
青森地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第50号

滋賀県彦根市八坂町2045番地1 (201号)
再生債務者 中村 崇顕

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月25日から令和8年4月8日まで

大津地方裁判所彦根支部

令和6年(再イ)第21号

鳥取県八頭郡八頭町宮谷104番地1
再生債務者 小谷 伸次

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月9日まで

鳥取地方裁判所民事部

令和8年(再イ)第9号

岡山県総社市三須1576番地10
再生債務者 竹本 証

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月13日まで

岡山地方裁判所倉敷支部

令和8年(再イ)第5号

長崎県長崎市横尾3丁目31番2号 ウィルモアかわはら202号室

再生債務者 松崎 翔登

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月19日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月23日まで

長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和8年(再イ)第19号

大阪市阿倍野区松虫通1丁目8-19メゾン松虫10号室(住民票上の住所 和歌山市梶取24番地)

再生債務者 栗山明植こと 金 明植

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年3月30日から令和8年4月9日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年(再イ)第13号

岡山市南区当新田352番地3 グランシャリオ当新田201号室

再生債務者 西村 太貴

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月23日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月1日から令和8年4月13日まで

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第508号

東京都江戸川区東瑞江1-26-18-101

再生債務者 矢本 広樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月28日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第9号

東京都港区港南3-1-26-1101

再生債務者 小林 悦子

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月28日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第33号

東京都江戸川区興宮町31-14

再生債務者 鈴木 康幸

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月28日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第49号

東京都八王子市別所1-38番地 3-702
再生債務者 岡田 俊夫

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月28日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第62号

東京都大田区中央6-5-2-202

再生債務者 曾原 和彦

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月28日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第63号

東京都板橋区成増2-24-3-105

再生債務者 岩切 重樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月28日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第72号

東京都大田区西六郷2-13-1

再生債務者 吉根 大地

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月28日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(再イ)第7号

愛媛県新居浜市中村4丁目15番35号

再生債務者 岡田 鈴香

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月13日まで

松山地方裁判所西条支部

令和8年(再イ)第2号

佐賀市久保田町大字久保田688番地1

再生債務者 内田 成樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月14日まで

佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(再イ)第46号

沖縄県浦添市宇経塚773番地 ピーターソンハウス 405号室

再生債務者 平良 悠子

- 1 決定年月日時 令和8年2月24日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令和8年4月14日まで

那覇地方裁判所民事第3部

令和8年(再イ)第3号

宮城県東松島市大曲字堺堀140番地12

再生債務者 平松 道信

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令和8年4月22日まで

仙台地方裁判所石巻支部再生係

令和7年(再イ)第9号

茨城県神栖市波崎7949番地19

再生債務者 大久保正之

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令和8年4月30日まで

水戸地方裁判所麻生支部

令和7年（再イ）第21号

茨城県鹿嶋市大字宮津台4690番地22
再生債務者 新田 神

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令和8年4月30日まで

水戸地方裁判所麻生支部

令和8年（再イ）第60号

東京都小平市上水南町3-13-2-2
再生債務者 小澤 裕樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令和8年4月30日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（再イ）第61号

東京都江戸川区松江2-14-5-1109
再生債務者 藤井 健二

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令和8年4月30日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（再イ）第64号

東京都江戸川区大杉5-14-3
再生債務者 松本 浩輔

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後5時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令和8年4月30日まで

東京地方裁判所民事第20部

令和8年（再イ）第40号

大阪府吹田市千里山西6-1-15 ロイヤルコート千里山102（住民票上の住所 愛知県岩倉市西市町西野々50番地）
再生債務者 掛須洋一郎

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月1日から令和8年4月15日まで

大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（再イ）第1号

島根県安来市宮内町391番地4
再生債務者 門脇 真一

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午後2時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月1日から令和8年4月15日まで

松江地方裁判所民事部

令和8年（再イ）第2号

熊本県玉名市築地385番地9
再生債務者 山田 祐樹

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令和8年4月16日まで

熊本地方裁判所玉名支部

令和7年（再イ）第55号

鹿児島市西千石町13番11-1305号
再生債務者 石川 忍

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令和8年4月15日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

令和7年（再イ）第56号

鹿児島市西千石町13番11-1305号
再生債務者 石川 香織

- 1 決定年月日時 令和8年2月25日午前11時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令和8年4月15日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部再生係

令和7年（再イ）第60号

岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第4地割9番地52
再生債務者 大泉 竜介

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月23日まで

盛岡地方裁判所第2民事部

令和8年（再イ）第2号

群馬県館林市美園町21番31号 松本喜代三貸家B
再生債務者 高地江梨香

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後1時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月30日まで

前橋地方裁判所太田支部

令和8年（再イ）第2号

新潟県長岡市信濃2-4-31 国土交通省信濃宿舍1-401号
再生債務者 飯田 正巳

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後3時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月30日まで

新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和7年（再イ）第36号

高知市南はりまや町2丁目11番2号 エトワール南はりまや503
再生債務者 竹内 渉

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午前10時
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月2日から令和8年4月16日まで

高知地方裁判所民事部個人再生係

令和8年（再イ）第5号

宮崎県児湯郡高鍋町大字上江1437番地6
再生債務者 木田 嘉仁

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月17日まで

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月17日まで

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

令和8年（再イ）第6号

宮崎市阿波岐原町島居原2125番地19
再生債務者 東郷 行恭

- 1 決定年月日時 令和8年2月26日午後1時30分
- 2 主文 再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
- 3 再生債権の届出期間 令和8年3月26日まで
- 4 一般異議申述期間 令和8年4月9日から令和8年4月17日まで

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による書面決議に付する決定**令和6年（再イ）第332号**

東京都渋谷区代々木4-60-9-201
再生債務者 大井 貴之

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月13日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月13日まで

令和8年2月24日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第502号

東京都世田谷区弦巻4-23-10-201
再生債務者 小尾 ゆみ

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年2月4日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月13日まで

令和8年2月24日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第90号

千葉県市川市宮久保5丁目16番26号
再生債務者 牛島 治

- 1 決議に付する再生計画案 令和8年1月23日付け再生計画案
- 2 再生計画案に対する回答期間 令和8年3月16日まで

令和8年2月25日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（再イ）第91号

千葉県市川市宮久保5丁目16番26号
再生債務者 牛島 亜希

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月23日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月16日まで
令和8年2月25日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年（再イ）第501号

東京都江戸川区清新町1-3-2-1207
再生債務者 上田 公一

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月6日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月16日まで
令和8年2月25日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再イ）第67号

千葉県富里市御料940番地（キューートレジデンスA203）
再生債務者 吉清 康平

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月20日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月18日まで
令和8年2月25日 千葉地方裁判所佐倉支部

令和7年（再イ）第284号

愛知県あま市新居屋清明25番地3
再生債務者 陣内さおり

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月13日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月18日まで
令和8年2月25日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第290号

名古屋市中村区大秋町2丁目46番地 アーバンハイツ青山307号
再生債務者 堀江 健太

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月19日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月18日まで
令和8年2月25日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第294号

愛知県弥富市稲元13丁目23番地1
再生債務者 鈴木 賢

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月18日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月18日まで
令和8年2月25日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第40号

愛知県岡崎市山綱町字下中野33番地9
再生債務者 山本 雅博

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月24日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月18日まで
令和8年2月25日

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年（再イ）第123号

愛知県安城市和泉町中北82番地4 サンビヨーズ中北1
再生債務者 峯 貴年

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月12日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月18日まで
令和8年2月25日

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年（再イ）第127号

愛知県西尾市徳永町西側31番地1 レイワA101
再生債務者 谷口 広充

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月19日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月18日まで
令和8年2月25日

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年（再イ）第97号

宮城県名取市みどり台1丁目13番地の7
再生債務者 菅野 孝

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月20日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月19日まで
令和8年2月26日

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第125号

仙台市青葉区水の森3丁目1番31号
再生債務者 高橋 健太

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月18日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月19日まで
令和8年2月26日

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第150号

仙台市青葉区西勝山19番16号
再生債務者 凌 宏

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月16日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月19日まで
令和8年2月26日

仙台地方裁判所第4民事部

令和7年（再イ）第6号

秋田県湯沢市清水町2丁目6番8号
再生債務者 佐々木弘子

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月20日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月19日まで
令和8年2月26日 秋田地方裁判所横手支部

令和7年（再イ）第36号

栃木県下都賀郡野木町丸林372-4 パークサイド長島C201（住民票上の住所）埼玉県羽生市大字下村君822番地1
再生債務者 橋本 龍輝

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月6日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月19日まで
令和8年2月25日

宇都宮地方裁判所栃木支部

令和7年（再イ）第24号

千葉県山武郡横芝光町横芝1517番地1
再生債務者 高宮 健二

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月30日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月19日まで
令和8年2月26日

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年（再イ）第99号

東京都武蔵野市八幡町4丁目14番4号メゾンドミリュールD
再生債務者 塩田 洋平

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月12日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月19日まで
令和8年2月26日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年（再イ）第57号

神奈川県伊勢原市伊勢原4丁目637番地の1 レジデンス和403号
再生債務者 井上 正広

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月21日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月19日まで
令和8年2月26日

横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和7年（再イ）第13号

長野県上伊那郡南箕輪村3528番地6
再生債務者 清水 直樹

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月18日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月19日まで
令和8年2月26日 長野地方裁判所伊那支部

令和5年（再イ）第51号

静岡県焼津市石津3丁目6番地の17
再生債務者 竹島 瑞樹

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年8月4日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月19日まで
令和8年2月26日

静岡地方裁判所民事第2部

令和7年（再イ）第99号

愛知県岡崎市伊賀町字地藏ヶ入20番地8 サンアメニティオーキッドヒル伊賀 602
再生債務者 小山田慎一

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月26日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月23日まで
令和8年2月25日

名古屋地方裁判所岡崎支部

令和7年(再イ)第5号

島根県浜田市熱田町1292番地2
再生債務者 大屋 勝

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月6日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月25日まで
令和8年2月25日 松江地方裁判所浜田支部

令和7年(再イ)第30号

沖縄県浦添市仲西2丁目4番22-402号 ミ
ルコマンション浦添仲西
再生債務者 上里 大輔

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月28日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月25日まで
令和8年2月25日
那覇地方裁判所民事第3部

令和7年(再イ)第246号

札幌市西区発寒13条4丁目13番73-106号
再生債務者 水上 将志

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月13日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月26日まで
令和8年2月26日
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(再イ)第1号

北海道爾志郡乙部町字緑町273番地13
再生債務者 中村 千秋

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月24日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月26日まで
令和8年2月26日 函館地方裁判所江差支部

令和7年(再イ)第45号

北海道旭川市緑町17丁目3017番地の3 コム
ハウス緑町I-B
再生債務者 中舘 真一

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月25日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月26日まで
令和8年2月26日 旭川地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第102号

埼玉県日高市大字高富21番地3
再生債務者 杉田 裕二

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月29日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月26日まで
令和8年2月26日
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(再イ)第22号

福島県須賀川市松塚字小屋33番地1
再生債務者 深谷 政幸

- 1 決議に付する再生計画面案 令和7年12月26日付け再生計画面案
- 2 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月30日まで
令和8年2月26日
福島地方裁判所郡山支部再生係

令和7年(再イ)第108号

岡山市北区御津野々口487番地18
再生債務者 寺口 将彦

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月17日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月18日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月18日まで
令和8年2月25日
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第36号

秋田市大住3丁目13番17号
再生債務者 皆川 顕史

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月30日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月19日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月19日まで
令和8年2月26日
秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第37号

秋田市大住3丁目13番17号
再生債務者 皆川みゆき

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月30日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月19日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月19日まで
令和8年2月26日
秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第44号

秋田市大町1丁目2番19号 大町第二レイン
ポウビル102
再生債務者 佐藤 聖

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月16日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月19日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月19日まで
令和8年2月26日
秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第37号

三重県四日市市ときわ5丁目3番23号
再生債務者 友松 良浩

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月19日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月19日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月19日まで
令和8年2月26日 津地方裁判所四日市支部

令和8年(再イ)第1号

山口県下関市小月杉迫1丁目6番10号
再生債務者 藤丸 正文

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月25日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月19日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月19日まで
令和8年2月26日
山口地方裁判所下関支部再生係

令和7年(再イ)第24号

愛媛県新居浜市船木甲5096番地の1
再生債務者 青野 一輝

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月19日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月19日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月19日まで
令和8年2月26日 松山地方裁判所西条支部

令和7年(再イ)第21号

長崎県大村市水計町952番地1 セイパリー
ヒルB202
再生債務者 川畑 祐太

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年1月30日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月19日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月19日まで
令和8年2月26日 長崎地方裁判所大村支部

令和7年(再イ)第45号

青森県むつ市昭和町5番23号
再生債務者 柳谷 雄洋

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月20日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月26日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月26日まで
令和8年2月26日
青森地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第11号

青森県つがる市木造林常盤38-2
再生債務者 井上ゆきみ

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月12日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月26日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月26日まで
令和8年2月26日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

令和7年(再イ)第128号

広島市安佐南区伴東7丁目63番1-207号
再生債務者 開原 稜太

- 1 決議に付する再生計画面案 令和8年2月5日付け再生計画面案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和8年3月26日
- 3 再生計画面案に対する回答期間 令和8年3月26日まで
令和8年2月26日
広島地方裁判所民事第4部

**給与所得者等再生による再生
手続開始**

令和8年（再口）第1号

沖縄県沖縄市高原5丁目13番3号 桑江ア
パート301号室
再生債務者 安座間奈緒
1 決定年月日時 令和8年2月24日午後4時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生
による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年3月24日まで
4 一般異議申述期間 令和8年4月7日から令
和8年4月14日まで

那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年（再口）第1号

熊本県荒尾市万田899番地4 オーシャンサ
ンフィッシュ201号
再生債務者 大山 雄司
1 決定年月日時 令和8年2月25日午前11時
2 主文 再生債務者について給与所得者等再生
による再生手続を開始する。
3 再生債権の届出期間 令和8年3月25日まで
4 一般異議申述期間 令和8年4月8日から令
和8年4月16日まで

熊本地方裁判所玉名支部

**給与所得者等再生による再生
計画案についての意見聴取**

令和7年（再口）第10036号

東京都足立区保塚町17-13-102
再生債務者 高橋 諒
1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年1月
16日付け再生計画案
2 書面で意見を述べることができる事項 民事
再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 令和8年3月13日まで
令和8年2月24日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再口）第2号

栃木県真岡市大谷台町2番地1 サンクレイド
ル真岡202号前住所神奈川県横浜市南区真金
町2丁目22番地5 スカイガーデン906号
再生債務者 杉田 優樹
1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年2月
10日付け再生計画案
2 書面で意見を述べることができる事項 民事
再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 令和8年3月18日まで
令和8年2月25日

宇都宮地方裁判所真岡支部

令和7年（再口）第6号

新潟市東区中山6丁目13番38号
再生債務者 上石 博
1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年2月
12日付け再生計画案
2 書面で意見を述べるができる事項 民事
再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 令和8年3月19日まで
令和8年2月26日 新潟地方裁判所民事部

令和7年（再口）第1号

佐賀県唐津市町田3丁目13番22号 サンコー
アパートA-3号
再生債務者 谷口 和久
1 意見聴取に付する再生計画案 令和8年2月
17日付け再生計画案
2 書面で意見を述べるができる事項 民事
再生法241条2項各号に定める事由
3 2の書面の提出期間 令和8年3月26日まで
令和8年2月26日 佐賀地方裁判所唐津支部

**給与所得者等再生による再生
計画認可**

令和7年（再口）第10033号

東京都練馬区石神井町7-25-15-309
再生債務者 加納 潤
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年2月20日までの意見聴
取期間が経過した再生計画には、民事再生法に
定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年2月25日

東京地方裁判所民事第20部

令和7年（再口）第3号

静岡県浜松市中央区舞阪町舞阪611番地の1
再生債務者 今野 正悦
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和8年2月20日までの意見聴
取期間が経過した再生計画には、民事再生法に
定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和8年2月26日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

**所有者不明土地及び建物管理
命令に関する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建
物について所有者不明土地管理命令及び所有者不
明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土
地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命

令をすることについて異議があるときは、届出期
間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてくだ
さい。届出がないときは、上記の管理命令がされ
ることになります。

令和7年（チ）第77号

大阪市生野区新今里6丁目12番22号
申立人 玉川 裕旭
（亡笹山善信の最後の住所）大阪市生野区新今
里一丁目5番24号
所有者 亡笹山善信相続財産
届出期間満了日 令和8年4月24日
令和8年2月24日 大阪地方裁判所

（別紙）物件目録
1 所在 大阪市生野区新今里一丁目
地番 7番20
地目 宅地
地積 32.95平方メートル
2 所在 大阪市生野区新今里一丁目7番地20
家屋番号 7番20
種類 作業場・居宅
構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床面積 1階 19.92平方メートル
2階 22.38平方メートル

令和8年（チ）第5号

神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市
役所
申立人 神戸市建築住宅局長 根岸 芳之
住所・居所 不明
（亡鶴尾篤志の不動産登記記録上の住所）神戸
市長田区一里山町7番13号
所有者 亡鶴尾篤志相続財産
届出期間満了日 令和8年4月24日
令和8年2月24日 神戸地方裁判所

（別紙）物件目録
1 所在 神戸市長田区一里山町
地番 36番12
地目 山林
地積 37.00平方メートル
2 所在 神戸市長田区一里山町36番地12
家屋番号 36番12
種類 倉庫兼事務所兼居宅
構造 鉄筋コンクリート・コンクリートブ
ロック造陸屋根3階建
床面積 1階 23.69平方メートル
2階 31.13平方メートル
3階 31.95平方メートル

**所有者不明土地管理命令に関
する異議の催告**

次の申立人から別紙物件目録表示の土地につい
て所有者不明土地管理命令の申立てがあったの
で、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管
理命令をすることについて異議があるときは、届
出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をして
ください。届出がないときは、上記の管理命令が
されることになります。

令和7年（チ）第24号

千葉県茂原市茂原1102番地1
申立人 千葉県一宮川改修事務所長 宇野 晃
一

住所・居所 不明
共有者 石川与惣吉
住所・居所 不明
共有者 石川 茂八
住所・居所 不明
共有者 石川 勘蔵
住所・居所 不明
共有者 石川 菊松
住所・居所 不明
共有者 石川 直吉
住所・居所 不明
共有者 石川 熊吉
住所・居所 不明
共有者 石川 市蔵
住所・居所 不明
共有者 鶴岡政太郎
住所・居所 不明
共有者 鶴岡 吉蔵
住所・居所 不明
共有者 与川 清助
住所・居所 不明
共有者 三橋 しげ
住所・居所 不明
共有者 石渡 米吉
住所・居所 不明
共有者 石川喜代蔵
住所・居所 不明
共有者 石川 与吉
住所・居所 不明
共有者 加藤寅之助

住所・居所 不明
 共有者 三橋吉五郎
 住所・居所 不明
 共有者 鶴岡留次郎
 住所・居所 不明
 共有者 鶴岡金十郎
 住所・居所 不明
 共有者 加藤源左工門
 住所・居所 不明
 共有者 磯野 浅吉
 住所・居所 不明
 共有者 磯野 甚蔵
 住所・居所 不明
 共有者 磯野 傳蔵
 住所・居所 不明
 共有者 磯野 岩蔵
 住所・居所 不明
 共有者 石川 良哉
 住所・居所 不明
 共有者 花澤多喜吉
 住所・居所 不明
 共有者 今関竹次郎
 住所・居所 不明
 共有者 石川 嘉蔵
 住所・居所 不明
 共有者 与川 角平
 住所・居所 不明
 共有者 花澤 いわ
 住所・居所 不明
 共有者 加藤松太郎
 住所・居所 不明
 共有者 与川 忠平
 住所・居所 不明
 共有者 花井 竹松
 住所・居所 不明
 共有者 知和井源太郎
 住所・居所 不明
 共有者 加藤金兵工
 住所・居所 不明
 共有者 三橋千代松
 住所・居所 不明
 共有者 三橋定四郎
 住所・居所 不明
 共有者 三橋重太郎
 住所・居所 不明
 共有者 三橋重太郎
 住所・居所 不明
 共有者 金子重治郎

住所・居所 不明
 共有者 金子五郎吉
 住所・居所 不明
 共有者 三橋春次郎
 住所・居所 不明
 共有者 加藤 音松
 住所・居所 不明
 共有者 神崎勇治郎
 住所・居所 不明
 共有者 花井 吉蔵
 住所・居所 不明
 共有者 三橋 定吉
 住所・居所 不明
 共有者 与川千代吉
 住所・居所 不明
 共有者 廻谷清治郎
 住所・居所 不明
 共有者 与川 傳蔵
 住所・居所 不明
 共有者 三橋伊之吉
 住所・居所 不明
 共有者 加藤八郎右工門
 住所・居所 不明
 共有者 廻谷助次郎
 住所・居所 不明
 共有者 石川勝五郎
 届出期間満了日 令和8年4月20日
 令和8年2月20日 千葉地方裁判所一宮支部
 (別紙) 物件目録
 所在 長生郡長柄町鴉谷字矢多部田
 地番 994番
 地目 雑種地
 地積 79平方メートル
 共有者 石川与惣吉持分 51分の1
 共有者 石川 茂八持分 51分の1
 共有者 石川 勘蔵持分 51分の1
 共有者 石川 菊松持分 51分の1
 共有者 石川 直吉持分 51分の1
 共有者 石川 熊吉持分 51分の1
 共有者 石川 市蔵持分 51分の1
 共有者 鶴岡政太郎持分 51分の1
 共有者 鶴岡 吉蔵持分 51分の1
 共有者 与川 清助持分 51分の1
 共有者 三橋 しげ持分 51分の1
 共有者 石渡 米吉持分 51分の1
 共有者 石川喜代蔵持分 51分の1

共有者 石川 与吉持分 51分の1
 共有者 加藤寅之助持分 51分の1
 共有者 三橋吉五郎持分 51分の1
 共有者 鶴岡留次郎持分 51分の1
 共有者 鶴岡金十郎持分 51分の1
 共有者 加藤源左工門持分 51分の1
 共有者 磯野 浅吉持分 51分の1
 共有者 磯野 甚蔵持分 51分の1
 共有者 磯野 傳蔵持分 51分の1
 共有者 磯野 岩蔵持分 51分の1
 共有者 石川 良哉持分 51分の1
 共有者 花澤多喜吉持分 51分の1
 共有者 今関竹次郎持分 51分の1
 共有者 石川 嘉蔵持分 51分の1
 共有者 与川 角平持分 51分の1
 共有者 花澤 いわ持分 51分の1
 共有者 加藤松太郎持分 51分の1
 共有者 与川 忠平持分 51分の1
 共有者 花井 竹松持分 51分の1
 共有者 知和井源太郎持分 51分の1
 共有者 加藤金兵工持分 51分の1
 共有者 三橋千代松持分 51分の1
 共有者 三橋定四郎持分 51分の1
 共有者 三橋重太郎持分 51分の1
 共有者 金子重治郎持分 51分の1
 共有者 金子五郎吉持分 51分の1
 共有者 三橋春次郎持分 51分の1
 共有者 加藤 音松持分 51分の1
 共有者 神崎勇治郎持分 51分の1
 共有者 花井 吉蔵持分 51分の1
 共有者 三橋 定吉持分 51分の1
 共有者 与川千代吉持分 51分の1
 共有者 廻谷清治郎持分 51分の1
 共有者 與川 傳蔵持分 51分の1
 共有者 三橋伊之吉持分 51分の1
 共有者 加藤八郎右工門持分 51分の1
 共有者 廻谷助次郎持分 51分の1
 共有者 石川勝五郎持分 51分の1
 令和8年(チ)第1号
 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
 申立人 兵庫県
 代表者知事 齋藤 元彦
 住所・居所 不明
 (最後の住所) 兵庫県加西市網引町639番地
 共有者(亡藤本耕次相続人) 原田 耕次
 (不動産登記記録上の所有者) 印南郡東志方村
 行常544番地 藤本 耕次
 届出期間満了日 令和8年4月24日
 令和8年2月24日 神戸地方裁判所姫路支部

(別紙) 物件目録
 所在 加古川市志方町行常字西ノ垣内
 地番 307番
 地目 畑
 地積 833平方メートル
 不明共有者の持分 36分の3

会社その他の公告

合併公告
 左記法人は、合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することになりましたので公告します。
 この合併については令和八年二月二十四日付で東京都の認可を得ております。
 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 令和八年三月六日
 東京都品川区東大井六丁目三番二二号
 (甲) 社会医療法人社団東京巨樹の会
 理事長 蒲池 健一
 東京都渋谷区神宮前六丁目二六番一号
 (乙) 医療法人社団巨樹の会
 理事長 松谷 雅生

合併公告
 左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することになりました。
 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 令和八年三月六日
 東京都港区区赤坂一丁目一番七号
 (甲) 合同会社フル・ハウス4
 代表社員 一般社団法人フル・ハウス
 職務執行者 野坂 照光
 東京都港区区赤坂一丁目一番七号
 (乙) 合同会社フル・ハウス1
 代表社員 一般社団法人フル・ハウス
 職務執行者 野坂 照光
 東京都港区区赤坂一丁目一番七号
 (丙) 合同会社フル・ハウス5
 代表社員 一般社団法人フル・ハウス
 職務執行者 野坂 照光

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月十六日であり、組織変更後の商号は株式会社たひらやとします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日
仙台市青葉区二日町一五番七三〇二号
合資会社たひらや
代表社員 湯目 良子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日
東京都国分寺市東恋ヶ窪三一一一四
合同会社エナジヤイズ
代表社員 鳥村 武男

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日
横浜市緑区十日市場町八五三番地一二栄興ビル1F
代表社員 オラテイ・ペル・カンナン

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日
神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目四三番一〇一六〇一〇号
合同会社MEM
代表社員 宮本麻衣子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年四月九日であり、組織変更後の商号はEIGHT PRIME株式会社とします。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日
名古屋市中川区中郷二丁目二三九一二
IDA合同会社
代表社員 後藤 良介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日
大阪府堺市美原区多治井二七三二四
合同会社TKO
代表社員 山崎 慧子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日
福岡県春日市須玖北二丁目二八一一四
ナノアークア合同会社
代表社員 宮本 新吾

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日
北海道新聞
掲載の日付 令和八年二月二十八日
掲載頁 (十二頁)
令和八年三月六日
北海道北見市桜町二丁目一三番地三
わこう産業株式会社
代表取締役 佐藤 勝也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日
北海道北見市桜町二丁目一三番地三
わこう産業株式会社
代表取締役 佐藤 勝也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日
北海道北見市桜町二丁目一三番地三
わこう産業株式会社
代表取締役 佐藤 勝也

令和八年三月六日
東京都渋谷区神宮前六丁目二三番四号桑野ビル二階
Horizon株式会社
代表取締役 ニイエンツウオ・ツアイ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日
東京都渋谷区神宮前三丁目二番五号
株式会社サーキュレーション
代表取締役社長 福田 悠

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日
東京都品川区大崎二丁目九番一
JTR合同会社
代表社員 黄 駿

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日
東京都品川区大崎二丁目九番一
JTR合同会社
代表社員 黄 駿

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日
京都市伏見区竹田西内畑町三番地
株式会社PRACAL's
代表取締役 山本 哲史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日
京都市伏見区竹田西内畑町三番地
株式会社PRACAL's
代表取締役 山本 哲史

令和八年三月六日
島根県出雲市斐川町莊原三八二番地
有限会社協立工業
代表取締役 須田 徹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日
兵庫県加東市高岡二七六番地の三四
アスカカンパニー株式会社
代表取締役 長沼 誠

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日
鹿兒島市新栄町二番二六号
スカイブルー株式会社
代表取締役 土屋 妥九

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日
東京都千代田区一番町五番地アトラスビル三和コンサルティング&パートナーズ株式会社
代表取締役 櫻井 歩身

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日
東京都千代田区一番町五番地アトラスビル三和コンサルティング&パートナーズ株式会社
代表取締役 櫻井 歩身

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に関する債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年三月六日
東京都千代田区一番町五番地アトラスビル三和コンサルティング&パートナーズ株式会社
代表取締役 櫻井 歩身

資本金及び準備金の額の減少公告
 当社は、資本金の額を二億十万円、資本準備金の額を二億十万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載 官報

掲載の日付 令和七年四月十八日
 掲載頁 七十九頁(号外第八十八号)
 令和八年三月六日

東京都中央区日本橋室町一丁目一番二一
 号日本橋水野ビル七階
 テンセグリティファーム株式会社
 代表取締役 中原 崇人

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年四月二日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和八年五月二十七日開催予定の株主総会における議決権行使できる株主と定めましてので公告します。
 令和八年三月六日

東京都港区新橋三丁目四番一―二号
 データ・マネージメント株式会社
 代表取締役 手塚 裕太

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月二十三日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年四月一日開催予定の株主総会における議決権行使できる株主と定めましてので公告します。
 令和八年三月六日

東京都港区港南一丁目六番四―一号
 三菱プレシジョン株式会社
 代表取締役 取締役社長 若菜 健司

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年三月二十三日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する普通株式一株を五株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましてので公告します。
 令和八年三月六日

大阪府門真市大字門真一〇四八番地
 パナソニックハウジングソリューションズ株式会社
 代表取締役 山田 昌司

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
 なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月六日
 群馬県伊勢崎市連取本町一六九番地八
 株式会社三富商事
 代表取締役 上野 嘉子

千葉県富津市新富六六番一
 エム・エム・プラスチック株式会社
 代表取締役 森村 努

令和八年三月六日
 千葉県富津市新富六六番一
 エム・エム・プラスチック株式会社
 代表取締役 森村 努

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
 なお、同日に当社の株券は無効となります。
 令和八年三月六日

東京都千代田区神田須田町一丁目二四番一―号
 旭商事株式会社
 代表取締役 河野 孝志

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
 なお、同日に当社の株券は無効となります。
 令和八年三月六日

横浜市中区翁町一丁目四番一―号
 株式会社アッシュ
 代表取締役 大澤祐二朗

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
 なお、同日に当社の株券は無効となります。
 令和八年三月六日

新潟県上越市柿崎区直海浜一五六七番地五〇
 株式会社柿崎自動車学校
 代表取締役 壘 貴頼

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年三月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。
 なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年三月六日
 大阪府中央区安土町一丁目六番一―四号朝日生命辰野ビル六階
 八興商事株式会社
 代表取締役 田所 正輝

宮崎県都城市南鷹尾町一八街区三〇号
 宮崎県都城市南鷹尾町一八街区三〇号
 相続財産清算人 園田 厚子

長崎市中里町一五九〇番地三
 株式会社長崎県軽自動車会館
 代表取締役 高橋 泰光

限定承認公告

本籍愛知県蒲郡市三谷町八舗六一番地一、最後の住所愛知県蒲郡市鹿島町深田三一番地一
 レオパレスブリエー〇四
 被相続人 亡 高橋 正男

右被相続人は推定令和七年七月二十日死亡し、その相続人は令和八年二月二十四日名古屋家庭裁判所豊橋支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
 令和八年三月六日

限定承認公告

愛知県半田市柁町一丁目二一五番地の一
 相続財産清算人 竹田優美
 代理人 弁護士 大橋 政之

本籍兵庫県加東市福吉一八六番地の一、最後の住所兵庫県加東市福吉一八六番地の一
 被相続人 亡 竹内 和子

限定承認公告

右被相続人は令和七年八月十四日死亡し、その相続人は令和八年二月十九日神戸家庭裁判所支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
 令和八年三月六日

兵庫県小野市新部町二〇五五番地の二
 限定承認者 寺田 充

限定承認公告

本籍宮崎県都城市南鷹尾町一八八番地、最後の住所宮崎県都城市南鷹尾町一八街区三〇号
 被相続人 亡 園田 良博

右被相続人は令和七年七月十六日死亡し、その相続人は令和八年二月十九日宮崎家庭裁判所都支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
 令和八年三月六日

宮崎県都城市南鷹尾町一八街区三〇号
 相続財産清算人 園田 厚子

当社は、優先資本の額を三億二千万円減少することいたしました。
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和七年四月三十日付官報号外第九十七号の九十三頁に掲載されています。
 令和八年三月六日

優先資本の額の減少公告

当社は、優先資本の額を十六億一千万円減少し、優先出資三万二千二百口を一口につき五万円をもって有償消却し、消却に要する金額を十六億一千万円とすることにいたしました。
 効力発生日は令和八年四月七日です。
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
<https://www.kaiker-home.com/axes/0084/index.html>
 令和八年三月六日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階
 M o m i j i L o g i s t i c s 特定
 目的会社 取締役 高橋 法彦

訂正公告

農事組合法人池内ファームに係る令和八年二月二十六日(号外第三九号)掲載の解散公告(第一回)、同年二月二十七日(号外第四一―号)掲載の解散公告(第二回)、同年三月二日(号外第四二―号)掲載の解散公告(第三回)中、清算人「若狭 功」とあるは「若狭 巧」の誤りにつきそれぞれ訂正します。
 令和八年三月六日

令和八年三月六日

令和八年三月六日

令和八年三月六日

令和八年三月六日

令和八年三月六日

令和八年三月六日